

令和3年第1回浦幌町議会定例会（第2号）

令和3年3月15日（月曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時00分

○議事日程

日程第 1 議会運営委員長報告

日程第 2 議案第 8号 浦幌町介護保険条例の一部改正について

日程第 3 一般質問

8番 河内 富喜 議員

*新型コロナウイルスのワクチン接種対応

9番 阿部 優 議員

*公共施設のユニバーサルデザインへの取組

5番 澤口 敏晴 議員

*森林環境譲与税の活用

10番 森 秀幸 議員

*新型コロナワクチン接種

1番 沼尾 昌也 議員

*車が運転できなくとも、安心・快適に暮らせる町を目指して

4番 伊藤 光一 議員

*障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現

日程第 4 議案第24号 令和3年度浦幌町一般会計予算

日程第 5 議案第25号 令和3年度浦幌町町有林野特別会計予算

日程第 6 議案第26号 令和3年度浦幌町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 議案第27号 令和3年度浦幌町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第28号 令和3年度浦幌町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第29号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計予算

日程第10 議案第30号 令和3年度浦幌町公共下水道特別会計予算

日程第11 議案第31号 令和3年度浦幌町個別排水処理特別会計予算

日程第12 議案第32号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計予算

○出席議員（11名）

1番 沼尾 昌也

2番 栗山 博文

3番 高橋 匠

4番 伊藤 光一

5番 澤口 敏晴

6番 安藤 忠司

7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長	水澤一廣
副町長	山本輝男

町部局

総務課長	獅子原将文
まちづくり政策課長	岡崎史彦
町民課長	佐藤亘
こども子育て支援課長	正保操
保健福祉課長	廣富直樹
産業課長	小川博也
施設課長	早瀬実
上浦幌支所長	小林昭典
会計管理者	山本浩宣
診療所事務長	鈴木広

教育委員会

教育長	水野豊昭
教育次長	熊谷晴裕

農業委員会

会長	小川博幸
事務局長	坂下利行

監査委員

代表監査委員	神谷敏昭
--------	------

○出席議会事務局職員

局長	小島師紀
----	------

議 事 係 長 川 上 信 義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

6番、安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第1回浦幌町議会定例会、本日15日以降の運営について、3月9日午後、正副議長出席の下、議会運営委員会を開催し、その日程等について協議をしましたので、報告します。

本日の議事は、一般議案は議案第8号の1件、一般質問、令和3年度浦幌町一般会計予算及び各特別会計予算、議案第24号から第32号の9件であります。なお、この予算案の審議は18日までを予定しております。本日の一般質問には通告順に河内富喜議員、阿部優議員、澤口敏晴議員、森秀幸議員、沼尾昌也議員、伊藤光一議員の6名より6項目の通告がなされております。発言は、通告順に指名されるよう議長に申し入れております。質問者は通告内容に沿って分かりやすい質疑を心がけていただきますようお願い申し上げ、以上で議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 議案第8号

○田村議長 日程第2、議案第8号 浦幌町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書13ページを御覧願います。議案第8号 浦幌町介護保険条例の一部改正について。

浦幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町介護保険条例の一部を改正する条例。

浦幌町介護保険条例（平成12年浦幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容等によりまして説明させていただきます。

議案説明資料は、16ページから17ページを御覧願います。あわせまして、18ページに新旧対照表を記載しております。

1の改正の趣旨ですが、浦幌町老人福祉計画・浦幌町介護保険事業計画策定審議会より答申された介護保険事業計画を基に保険料を据え置く旨の改正をするものでございます。

2の改正の内容ですが、令和2年度の低所得者軽減措置を令和3年度から令和5年度まで継続いたします。なお、各段階の年額保険料は表に記載のとおりでございます。

3の施行期日ですが、この条例は、令和3年4月1日から施行します。

4の経過措置ですが、この条例による改正後の浦幌町介護保険条例第8条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 一般質問

○田村議長 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって通告した要旨の範囲以内といたします。また、一般質問は、会議規則第61条第5項及び6項の規定によって、一問一答方式で行い、質問時間については答弁を含め45分以内といたします。なお、制限時間3分前には予鈴を1回、終了では終了鈴を2回鳴らしますので、議員及び理事者及び各説明員におかれましては分かりやすい質問、答弁となるようよろしくお願いをいたします。

それでは、通告順に発言を許します。

初めに、8番、河内富喜議員の質問を許します。

8番、河内議員。

○河内議員 通告書に基づき、一般質問をいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、予防接種法の一部改正により任意接種

ではなく、市町村において定期接種として実施し、接種に関わる費用を国が全額負担することになった。先般の臨時会の中である程度明らかになってきたが、ワクチン接種への信頼感や接種時期など不確定要素もあり、高齢者など不安な町民が多くいると思われることから、以下の点について伺いたいと思います。

1点目、現時点でワクチン接種に関する町の責任範囲と接種時期の見通しについてはどのように把握しているか。また、町としてワクチン接種に必要な実施環境や実施体制及びその手順をどのようにシミュレーション、モデル分析しているか。特に交通手段を持たない方への接種場所への移動対応はどうか。

2点目、ワクチン接種については強制ではないと理解しているが、接種を受ける方の同意の取得についてはどのように行われるのか。

3点目、町のホームページではワクチンの予防接種による発病、重症化予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で自らの意思で接種を受けていただきますとされ、また詳しい内容については厚生労働省のホームページにリンクされているが、マクロ的にインターネットを見る高齢者は少ないと考えられ、この状況では特にウェブ環境を持たない町民には国、厚生労働省が提供する情報の取得が難しいのではないかと思うが、町として迅速かつ正確な住民周知をどのように進めるお考えか。また、コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪徳商法に対し特に被害者となりやすい高齢者等への注意喚起と被害防止への配慮も必要不可欠であると考えますが、どのように担保していく考えか。

以上の点についてお伺いをいたします。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 河内議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関わる対応についてであります。予防接種法の一部が改正されたことにより市町村において予防接種を実施し、接種に関わる費用を国が全額負担することになったところであります。

1点目のご質問につきましては、市町村の役割は予防接種の接種勧奨と接種体制を確保し、実施することであり、町としましては国からワクチンが提供され次第まずは65歳以上の高齢者からワクチン接種が開始できるよう準備を進めているところであります。国からの情報では、現在薬事承認されているファイザー社のワクチンについて段階的に数量を限定し供給するとしており、4月26日の週以降には全国の市町村へ1箱、500人を2回接種分を配送する予定としているところですが、この週以降については情報がない状況であります。現在のところ接種順位が上位に位置づけられている医療従事者等への先行接種は十勝管内の基幹病院において接種が始まりましたが、町内の医療従事者等の先行接種対象者についてはワクチンの配給のめどが立っていないことから、いまだに接種日程が決まっていない状況を鑑みますと、本町の65歳以上の高齢者へのワクチン接種開始日が遅れてしまう可能性がありますので、ワクチンが確保できる日程などのめどが立ちましたら対象者へ接

種のご案内と接種券、クーポン券等を郵送する予定であります。また、接種の実施に関わる体制や手順等の確認のためのシミュレーションにつきましては、集団接種を予定している会場において実施する予定としています。なお、交通手段がない接種希望者に対する移動の対応につきましては、今のところ町民バス等を活用して巡回する方向で庁内において検討しているところであり、接種勧奨を実施してまいります。

2点目の接種に関わる同意の取得方法につきましては、接種希望者は予診票の質問事項を記入し、医師の診察、説明を受けて接種の効果や副反応などについて理解した上で、この予診票にある接種希望書の同意欄にチェックを入れ、サインをしていただくことにより接種に対する同意があったものとなります。

3点目につきましては、このワクチンはこれまでのワクチンの種類や特徴とは全く違い、効果や副反応について公表されているデータも少なく、不安を抱えている方も多くおられることと思いますので、国からの情報をいち早くホームページや広報紙にて発信し、接種対象者へは郵送する接種券、クーポン券配付時にこのワクチンの効果や副反応について記載した新型コロナワクチン予防接種についての説明書を同封するとともに、予防接種に関する電話相談窓口としてワクチン接種専用ダイヤルを設置して対応してまいります。また、ワクチン接種に関して行政機関をかたったなりすまし詐欺が全国で発生しているとのことです。消費者庁の注意喚起のリーフレットについて広報紙を活用しながら町民の皆様に注意喚起を行ってまいります。

以上、河内議員への答弁といたします。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 るるお答えをいただきました。確認の意味で再質問をさせていただきます。

私も今回質問するに当たっていろいろ新聞報道、その他の内容をチェックさせていただいたところでございます。おおむねこの接種時期については、6月いっぱいということでの接種については非常に懐疑的な報道が多いように感じたところでございます。また、ある新聞では米ファイザー社との契約の中身がワクチン確保がコミット、確約ではなくて、ベストエフォート、最大の努力をするにすぎないとしていますので、新聞報道、またマスコミ報道にあるようにワクチン戦争、ワクチン外交という言葉がまことしやかに聞こえてきますが、ワクチン確保については大変厳しい現状があると思っております。今のご答弁のとおり、厳しい認識をされて、また今後については予定が立たないというようなお答えでございますが、やむを得ないのかなと思っているところでございます。また、実施環境や実施体制、手順、シミュレーションについては当然のごとく進めていることと思いますが、ワクチン入荷の、そういった入荷次第ということの条件がつくと思いますが、私たちが持つそういった懸念としては一般業務を兼ねているお医者さん方、そういった方へ今回の接種についてはいろいろ支援をお願いするということになっているわけですが、その辺については6月以降、例えば10月、12月、また翌年というようにずれ込む可能性もあるわけですが、その辺についてはどのような備えというか、対応されているのかお聞

きしたいと思います、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまスケジュールに关しましてのご質問かと思いますが、まず現在先行接種ということで全国で医療機関等、この先行接種を実施しているところであり、この医療機関等従事者に対するワクチン接種につきましては、国のワクチン接種に係る体制に係る実施要綱、これが定められておきまして、まずこの先行接種につきましては市町村ではなく北海道、これが広域的な実施体制の確保、それから医療従事者等への接種の実施体制の確保等、今現在進めているところであり、ワクチンの供給状況につきましては、まだ4月26日以降につきましては65歳以上の高齢者に対するどれだけのワクチンが来るかという部分が不確定でございます。ですので、昨日は報道によりますと全国の市町村に1箱ずつ、その後以降につきましては約5,000万人分、このワクチンも供給できるというような報道もございましたけれども、いずれにしましても正確な情報はございませんので、これからどのくらいの時期までこのワクチン接種が実施されるのかにつきましては現在分からないということでございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 そういったお答えも当然のことかなと思うところもあるわけですが、ずれ込むことであっても実際にはこれらのことに対応していかなければならないということでの実施への責任ということでいえば、きっちり対応していかなければならないと思いますが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ワクチンの供給状況によつての話にやはりなつてしまいますので、本町においてワクチンが町民に対する接種に必要な量、これが確保された段階につきましては早急に皆様方にお知らせし、そして接種するという考えでございます。来年、再来年という長期なことの質問でございますが、基本的に現在の予防接種法の一部改正につきましては来年の2月28日まで、この実施に係る分の予防接種法の改正でございまして、国においてもそれ以降については現在分からないということで判断をしているところでございますので、まず1回目のワクチン、これを皆様方に供給できるような体制、これを確保してまいりたいと考えています。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 次に、これから町民が対応していくべき具体的な課題と申しますか、そういったことについて何点かお聞きをさせていただきます。

先ほど答弁の中では、私が聞いた交通手段を持たない方への接種場所への移動対応ということで、お答えとしては町民バス等活用し、巡回する方法で現在検討しているというよ

うなお答えであったと思いますが、ほかの町村もこのことについて明らかにされているところもあるわけですが、例えば浦幌と同じように集団接種を基本としているが、高齢者施設は巡回接種する考えを持っている町村もあるようでございます。そのような考えというのは今ないわけですか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 本町の高齢者施設等につきましては、国のこの接種に係る手引にもありますとおり、巡回接種をし、通常の季節性インフルエンザと同じワクチンの接種体制、これを確保する準備をしているところでございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 それでは、巡回接種も選択肢の中に入っているということですね。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 繰り返しになりますが、通常の季節性のインフルエンザも巡回接種ということで実施してございます。同じような形で巡回接種という形でなければ入所している方々のワクチン接種は無理だと考えてございますので、国の手引に基づいた中で実施するというところでございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 もう一点お聞きします。

身体障がい者へのワクチン接種については、どのように対応する考えか。それぞれ身体障がい者といってもいろんな状況、度合いもあると思いますが、その点についてお答えを願います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 身体障がい者等に対しますワクチン接種につきましては、令和3年3月12日に厚生労働省、または北海道の保健福祉部長から通知がございました。新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供についてということでございます。この中で、まず障がい者に係る相談体制の確保や情報周知、それから聴覚障がい者等につきましては相談窓口、これにおきまして電話以外に対してもファクスやメール等、そういった相談体制を取るということ、それから知的障がい等、また発達障がい等に関しましては分かりやすい言葉で繰り返し説明するなど、分かりやすい絵カードなど写真、そういったものを用いて配慮が必要であるという通知をいただいたところです。また、接種時、これにつきましては合理的配慮ということで介助者や家族に対して丁寧な説明を行うということになっています。聴覚障がい者等に向けたコミュニケーションボードの案内等、

また視覚障がい者等に向けた音声による案内、知覚障がいや発達障がい等に対する分かりやすい言葉で絵カード、写真など用いた丁寧な説明など障がい特性を考慮した対応をお願いするという通知でございます。また、この通知につきましては接種会場と医療機関に対しても国、道から通知がされているところでございます。いずれにしましても、保健福祉課におきまして様々な障がいをお持ちの方について把握していることから、本通知の内容で示された障がい者への合理的配慮、また事例集、これを参考に本町として実施してまいります。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 特殊性を加味した中で合理的配慮ということで、この件については示された通知のようにしっかりやっていくというお答えがいただきましたが、次に諸事情によって指定された日、期間に接種ができなかった人はどのように対応されるのか。これ1回目です。また、現在予定されているワクチンでは3週間後に2回目の接種が前提であります、その2回目が諸事情、体調などにより予定どおりその期間で接種できなかった場合にはどのような対応されるのか、その辺についてお答え願います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 まず、1回目の接種で受けられない方につきましては、基本的には接種期間を設けておりますので、時期は決まっておりますが、ご都合のつくときに1回目を接種していただくと。2回目につきましては、現在薬事承認されているファイザー社につきましては3週間、最短で19日以降、また3週間という形の薬事に対する説明書、これが国から交付されています。国がこういった薬事承認したファイザー社のワクチン説明書による接種間隔につきましては、先ほど申し上げたことなのですが、接種後3週間超えた場合は接種間隔が3週間から大きくずれた場合の効果はまだ確かめられていないということでございます。ですので、こういったことから、できるだけ速やかに2回目の接種をしていただきますよう日程等、ご都合等、接種が2回目できない方につきましては対応させていただきたいと考えています。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 そういった都合が悪いということは起こり得ることですので、できるだけワクチン接種の当初の目的が遂行されるようにいろいろ対応していただきたいなと思っております。

次に、2点目にお聞きした内容になりますが、身体障がい者の方や認知症の方が例えば先ほど答弁にあったようにクーポンの配付時にこれらの説明書、ワクチンの効果や副反応を示したいろんな説明書を同封することでこのことについて理解をいただいた上で、また接種日に担当医の聞き取りの中で打つか打たないかということ判断して、同意書にサイ

ンをいただくというようなことだと受け取っておりますが、身障者や認知症の方というのは特別なそういった対応も必要なのかなと私は考えるわけですが、例えば代理人だとか成年後見人なども対応するような場合もあるのかなと思っておりますが、その辺についてちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 判断ができない、サインができない方に対する同意の方法ということの質問だと思うのですが、何らかの障がいや認知症などによりまして理解が難しいとかサインなどができない、そういった方もいらっしゃると思っております。接種する意思が確認しにくい場合につきましては、これも厚生労働省の健康局長から発出されていますけれども、予防接種の実施に関する手引としてご家族などが、またはかかりつけ医の先生のご協力をいただきまして、ご本人の意思確認を行っていただきますことをお願いし、接種するという形を国は示しています。なお、ご本人が接種を希望されているものの何らかの理由でご本人による自署が困難な場合は、ご家族の方等に代筆していただくことが可能としてございますので、サインについては特に問題はないと思うのですが、認知症等、またはそういった方々に対するケアにつきましてはこれから具体的に検討してまいります。

また、代理人等につきましては代筆といったところは可能ではないかと考えていますが、成年後見等というお話もありましたので、確認しているところでございますが、基本的に先ほど申し上げたとおり、基本はご家族ということになります。ご家族の同意等していただく。また、在宅の認知症の方や施設に入所されている認知症の方もいらっしゃいますので、基本的には施設にいらっしゃる方につきましては先ほど答弁いたしました巡回接種をいたしますので、この巡回接種に当たって施設長がご家族の同意をいただいた中で接種を実施する。これは季節性インフルエンザと何ら変わりはなく、同じ手法を取ります。ですので、そういったところを具体的に確認しながら接種のほう同意を取り、そして接種を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 3点目に関することとしてお聞きしたいと思っておりますが、先般3月5日の日に知事の臨時記者会見がございました。感染症踏まえた今後の対応が確認されまして、ワクチン接種については3月分5万回分、4月分2万5,000回分を確保したが、国からの今後の供給は予定ができないと述べていると、こういうことでございます。先ほどお答えがあった内容と重なるわけでございますが、集中対策は3月7日で終了、レベル3から2を目指すが、不要不急の外出自粛、また少人数による静かな飲食の徹底など新北海道スタイルの周知は重要と述べております。私の今回の質問については、新型コロナウイルスワクチン接種についてということが基本でございまして、私はこのような知事の会見があった中で一つ非常に危惧することとして、北海道については相当数感染者が低減されて、安定して

いる状況にはあるわけですが、今マスコミ報道でもいろいろ述べられておりますが、新種のコロナの拡大が非常に危惧されていると。また、最近、これは3月12日の新聞報道でございますが、コロナ、管内再拡大ということで、3月累計110人というようなことで、これはクラスターによるものが多いと思いますが、そのような状況に現実はあるということでございます。当然ワクチン接種の基本的な目的はコロナをやはり封じ込めていくということでこれらの接種を行うわけで、当然知事の臨時記者会見に伴うこういった考え方によってまたコロナが非常に上向きになっていくことも危惧されるわけでございますが、その辺今回のワクチン接種への万全な対応と今後の変異ウイルスへの対応を町民に分かりやすく、町民目線で対応していただきたいと思うわけですが、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 感染予防対策の町民の皆様に対する周知と、それからワクチン接種に対する情報の提供、それからもう一つは変異ウイルスに関する情報の提供のこの3つをどういった形で町民の皆さんにお知らせするかという質問だと思いますが、まずもって町長から答弁もありましたとおり、ワクチン接種、この情報につきましては現在薬事承認されているファイザー社の副反応のリスク、または発症、それから重症化予防の効果、基本はこれは国が国の責任の下に国民に対して発出するものと考えてございます。しかしながら、やはりメディア、新聞、大臣の発表といったところでこのワクチン接種に係る部分につきましてはの情報提供はまず基本は国がやるべきだと考えています。ただ、やはり難しいところたくさん答弁といいますか、説明がありますので、私どもとしてはこのワクチン接種に係る周知につきましては基本は接種日程が決まった段階で対象者に対してお一人お一人接種券と、それからファイザー社のワクチンに対する説明書、それから副反応等の、または有効性の情報、それから心配な方々に対する相談窓口の開設に当たる連絡先、それから様々な副反応になった場合の対応等、そういったものを、まだ日程は決まっていないところから皆様方に送付ができないのですが、送付する時点で国からの情報をまとめ、分かりやすく接種対象者に対して一人一人郵送してまいりますので、この中でワクチンについての情報につきましてはそこでご理解いただきたい。また、なかなか文章等読んでも難しい、理解できないところたくさんございますので、これにつきましても保健福祉課において相談窓口をこれからコールセンターとして設置してまいりますので、そういった対応させていただきたいと思っております。

また、変異ウイルスについては北海道でも大分人数的にも増えてまいりましたけれども、これについては現在変異ウイルスが、基本的にはファイザー社は効果があるというメーカー側の発表はございますが、この変異株につきましてはまだまだ分からないことがたくさんございまして、これは国においても変異株の発生状況を把握するだけではないかと私どもも考えております。この変異株、ウイルスは必ず変異いたしますので、これは変異するの

が当たり前であるということは理解しているのですが、昨日もフィリピン型というような情報もありましたけれども、どんな特徴があるのか、これが分からないというところで国において発表できない。ですので、これに対しての情報も分かり次第、また注意していかなければならない蔓延状況になりましたら、町民に対して感染予防対策を周知してまいりたいと考えています。

いずれにしましても、ワクチン接種、変異株、そういったものに対する情報につきましては対応を取ってまいりたいと考えていますけれども、このワクチンにつきましてはわからない、うつさない、これが一番大切でございます。人が動かなければこのワクチンはなくなると考えていますが、これができないわけでありますから、そうなりますとワクチン接種はあくまでも発症予防と、それから重症化予防、これに効くだろうといった形で国は進めて、私どもも全力で接種してまいるという考え方をしています。ですので、町民の皆様には、この十勝管内、昨年2月27日に1人目、中札内の幼児が感染確認されたわけなのですけれども、これから1年以上たち、そしてこの間本町としましてこのワクチンに対する予防対策として町民の皆様これまで広報紙等数々情報提供してまいりましたので、このコロナウイルスに関する情報につきましては引き続き広報等で注意喚起、皆様方の感染予防対策を徹底していただきたいという考え方で進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 ただいま課長のほうからる答弁いただきました。私はこの考え方について町長からもお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 河内議員のワクチン接種に関する話は、ただいま担当課長から多岐にわたりお話をさせていただきました。まさに今コロナウイルス対策は、国を挙げて何とか拡大を防ごうということで取り組んでいるところであります。それに対するワクチンというのは希望の光と言われておりますので、何とか早期に国内全体にワクチンが回るように国に対して地方自治体としても積極的に発信をし、積極的なワクチンの確保を目指すようお願いをしたいなと思っていますところであります。また、それと同時にワクチン接種に当たっては住民の皆様には安全性と、そして有効性を国が発信する効果等々を十分周知しながら、そして安全に接種する体制を早期に町としては構築していくということが大事だろうと思っています。いずれにしましても、ワクチン接種に関しては国が全面的に責任を持って対応するというので、接種法も改正しながら定期接種、義務的接種と言われておりますが、そういう体制を今つくっているところであります。町としましては国に準じてワクチン接種体制をこれからも構築してまいりたいと思っていますところであります。

○河内議員 終わります。

○田村議長 これで河内富喜議員の一般質問を終わります。

次に、9番、阿部優議員の質問を許します。

9番、阿部議員。

○阿部議員 私は、今定例会に公共施設のユニバーサルデザインへの取組ということで一般質問させていただきます。

本町は、管内でも多くの公共施設を有しております。新たな第4期まちづくり計画の中では、今後公共施設等の総合管理計画などの各種計画による施設の適切な維持管理と除却計画の着実な実施を目指していくものと理解をいたしております。この公共施設の維持管理という視点では、その一つに高齢者や障がいを持った方への配慮が今後ますます重要であると考えられ、まちづくり計画の基本目標2、基本施策5、障がい者福祉の充実の中で目指す姿として障がいのある人が地域で関わり合える機会づくりを推進し、地域社会の一員として自立した生活ができる社会環境づくりを目指しますとされ、また第2期障がい者計画及び第5期障がい者福祉計画では障がい者に優しいまちづくりとしてユニバーサルデザインを取り入れた公共施設等の整備改善の促進に努めるとされています。そこで、以下の点について伺います。

1、第4期まちづくり計画の町の将来像、想いをつないで未来を創る“わたしたちのまち”うらほろを実現するためには様々な背景を持つ町民がまちづくりに完全参加でき、かつ平等であることが必要であると考えますが、町はどのように考えていますか。

2、第4期まちづくり計画に附帯する実施計画では、様々な公共施設について必要とされる改修計画が記載されています。現時点でこれが全てであるとの理解はしていませんが、完全参加と平等という視点で今後のユニバーサルデザインへの対応についてどのような考えで進めていかれるのですか。

3、特に災害時の避難所に指定されている施設については早急な対応が必要ではないかと考えますが、ユニバーサルデザインに特化した改修計画をつくる考えはありませんか。

以上です。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 阿部議員のご質問にお答えします。

1点目の町民のまちづくりへの参加についてであります。浦幌町第4期まちづくり計画の策定に当たりましては無作為で抽出した町民と小学校5年生、6年生、中学生、高校生を含む町民アンケート調査や町民ワークショップ、町内4か所で開催した地域懇談会のご意見を取り入れながら町職員で構成するまちづくり計画策定委員会で計画の素案を作成し、浦幌町総合振興計画審議会の専門部会や全体会議でご審議を経まして、その後のパブリックコメントでもご意見をいただいたところであります。本町では、町民と協働によるまちづくりを行うため平成24年度に町民参加条例を制定し、行政情報、メルマガの発信やラインを活用した情報提供を充実させるとともに、行政からの情報提供や意見交換を行うまちづくり出張説明会などを開催してきたところであり、今後引き続き実施してまいり

ます。まちづくり計画は町民の皆様と行政との共通目標であり、令和3年度から始まる第4期まちづくり計画においても広く町民の皆様からご意見を賜り、町民参加を促進するための事業を展開しながら10年後の将来像、想いをつないで未来を創る“わたしたちのまち”うらほろに向かって町民の皆様と共にまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の公共施設における今後のユニバーサルデザインへの対応についてであります。第4期まちづくり計画を上位計画として策定している第3期浦幌町地域福祉計画において、いつまでも暮らせるまちづくりの推進を施策の方向として公共施設に対するバリアフリー化を中心とした環境づくりの推進や高齢者や障がい者等の居住環境づくりの推進としてユニバーサルデザインの考え方を考慮した取組を実施しており、今後においても障がいのある方をはじめ、地域住民が安心して利用することができる暮らしやすい生活環境づくりを進める上でユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設等の整備、改善を促進し、第4期まちづくり計画の実施計画に基づき計画的に進めてまいります。

3点目の避難所のユニバーサルデザイン部分に特化した改修計画の作成につきましては、現在本町では避難所として9施設、避難場所として20施設を指定しておりますが、これらの施設は本来の利用目的に沿って建設されていることから、配慮が必要な方々が避難生活を送る環境としては適さないものもございます。そのため、これまでも指定避難所につきましては公衆無線LAN、Wi-Fiの設置やトイレの改修などを進めており、ユニバーサルデザイン部分に特化した改修計画の作成はいたしていませんが、今後においても避難所において障がいの有無や性別、年齢、国籍などにかかわらず全ての人が利用しやすい環境を提供できるよう努めてまいります。

以上で答弁いたします。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 ただいまるるご答弁をいただきました。全体通して再質問させていただきます。

障がい者に限らず高齢者といえますか、常に優しい環境づくりをしてあげなければなかなか自立ができないものであります。その自立の中にもハード的な整備はやはり絶対的に私必要なのだろうと思います。まして今後この浦幌町、これから建物が長期に使われる、それから強靱化をしていこうという中でいろいろな改善をされるのだろうと思います。その際にもできれば今までのこと見直しまして、改善していただきたいかなと思います。その際にはできれば、皆さんでそのこと検討する会議、直接そういった障がいなりお年寄りなどの言葉を私は聞いていただきたいなと思います。その際には、審議委員会か何かやっていると思うのですが、その中で少しでも参加する機会がありましたら、やっぱり会議する場所にもよると思うのですが、そのためにバリアフリーということを行っているのでありまして、その中で今後検討していかれることはできるかどうかちょっと伺います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 それでは、ただいま阿部議員のご質問にお答えさせていただきます。

検討する会議という話の中で審議会の中でというお話がありましたので、総合振興計画審議会の中での話になりますが、そちらのほうにつきましては町全体のまちづくりに資する部分を検討する部分でありまして、まちづくり計画の進捗状況ですとか、そういう中で審議会委員の皆さんからいろいろな意見をいただいて、それを町の施策に反映させていくということでございますので、この審議会の中ではユニバーサルデザイン、そういう部分に特化した部分での審議というのはなかなかできないかなと思ってございます。いろいろまちづくりの分野の中でそういう中のご意見が出てきたときには所管課と調整してということは考えられますが、議員おっしゃったように、審議会の中でそのものを審議するという部分は難しいかなと思ってございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 失礼いたしました。審議する中といいますか、一つ特化して始まったところの中では、直接その施設を利用される方、介護施設とか老人ホームとかは別でございますけれども、一般的な公共施設と言われる中にはやっぱりそういう人たちが、まだ介護は要らないし、何もないという方たちが利用する場合において、改めて介助してほしいとか改めてどうのこうのしてほしいという以前にそういう施設ができていれば非常に優しい施設なのかなという私感がいたします。それと、そういう施設ができますとそれを介助する方、それから職員の方に対しても例えば、階段を2段、3段越すのに三、四人の方が介助しなければならないということなく、例えばスロープがある、そういった手すりがあることによつて1名の介助で済むと、そういうこともありますので、そういう中身におきましてやはり検討委員会の中で検討していただく。実際そういうことでどうだったのだなということとやっぱり聞いてもいただきたいなと思っております。障がい者というのは本当に100人いれば100の障がいがあるわけでありまして、いずれに特化したことは言いませんけれども、そういったことも考えていただいて、自分もそうなのですが、明日は高齢者であり、障がい者でありという感性の中で考えていければ非常に優しい町になるのかなと思っております。その辺について伺います。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 ただいまのご質問ですが、今回質問のありましたユニバーサルデザインやバリアフリー化の関係ですけれども、町民の方々や高齢者の方々、そして障がい者の方々の広くいろんな意見を聞いていかなければならないと考えております。先ほどまちづくり政策課長から答弁申し上げましたのは、第4期まちづくり計画が新年度から始まります。その中でローリングやこれからの事業実施する中でいろいろなご意見を審議会委員の方々

からお聞きしてまいりたいと考えています。今阿部議員が申されたいろいろな検討的なことなのですが、具体的な組織はございませんけれども、昨年度から公民館の洋式化等を進めています。そういった場合も実際に利用される方々や地域の方々のご意見を踏まえながら進めているところでございます。今後予定されている洋式化の関係とか、そのほかの部分についても改めて今後検討していかなければならない部分もございます。その中で総体的に各課横断的に含めながら職員の中でも十分検討しますし、実際利用される方々や地域の方々のご意見を踏まえながらそういったこれからの施設の利用についてご不便がないような形を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 建設的な意見をいただきましたので、よかったなと思ひます。先ほど課長のほうからあったのですが、何か職員の障がい者対応マニュアルをつくっていただいたということ大変感謝いたします。やはりそれでもまだ私はもう少し、もうちょっと優しくしていただければいいなど。だけれども、あまりにも一生懸命対応し過ぎて、逆に言えば障がいを持った方が出にくいということもありますので、その辺でほどほどに相手を見ながらしていただければありがたいなと思ひます。僕もどっちかといったらそういう方を、いろんな方見ることあるのですが、なるべく触らないように、見るようにしております。やはり見るということは、相手を理解することだなと私考えております。触ればいい、助ければいいというものでもないと思ひておりますので。

それから、もう一点なのですが、今回コロナの関係でなるべく密になってはいけないという、これは昔からそうなのですけれども、そういう中で介助、介護、それから対応していただける方が数少なくて済むような形の中でやはりこれから公共施設は見直していかなければいけないのではないのかなと思ひております。先ほども言いましたけれども、高齢者、それから障がいを持った方たちがなるべく少ない人の中で移動できるようにしていただければ大変よろしいのかなと思ひます。これ最後になりますけれども、町長からもう一言あれば伺います。

○田村議長 答弁願ひます。

町長。

○水澤町長 阿部議員が言われております障がい者に対する優しいまちづくり、これ基本中の基本だろうとまちづくりの中では思ひているところであります。最初に答弁でもさせていただきましたが、第3期の浦幌町地域福祉計画、その中においては障がい者の抱えるいろんな問題に対してそれこそ町民目線に立った、そういう障害をなくしていこうと、そういうバリアフリーを中心とした環境づくりを行っていこうということで今計画を進めているところであります。ただ、残念ながら施設全体が当初の建設時点で、スタート地点からそういうユニバーサルデザインという感覚を持って建った施設ではないものがたくさんあるわけでありまして、全てのものを一度に改修していくというのはなかなか難しいところがあるだろうなと思ひております。町としては今後とも、阿部議員が言われるように、誰

もが住み続けたい、また住み続けるまちづくりに向けてそういうバリアフリー、またユニバーサルデザインといったものの考え方をいろいろ施設の中に取り入れながら進めてまいりたいと考えております。今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 すみません。もう一点ちょっと聞いてほしいことがありました。先日ある講演会に障がいを持った方が行きました。その際に、小学校だったのですけれども、浦幌小でございました。子どもたちがその際に学校に来てちょっと不便なことはなかったかいと聞かれたそうです。そこはまだ体育館、それから小学校にスロープとか手すりとかなかったそうです。そのような状況ですから、子どもたちに手すりとかスロープがあったら楽だよ、また通路がもうちょっと広がったら楽だよというお答えをしたそうです。子どもたちはへえ、そうなのだという答えが返ってきたそうでございますので、その辺もこれからの作業に当たりましてご一考願えれば私としては今回質問したかいがあるかなと思います。

終わります。

○田村議長 これで阿部優議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時14分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思っております。

次に、5番、澤口敏晴議員の質問を許します。

5番、澤口議員。

○澤口議員 通告に従いまして、一般質問を行います。

森林環境譲与税の活用についてお伺いをいたします。森林環境譲与税に関する法案が平成31年4月に施行され、3年を経過しました。全国の林業従事者は1985年に12万6,000人いましたが、2015年には4万5,000人まで落ち込んでいます。また、林業における65歳以上の就業者の割合は平成27年度では25%で、全産業の平均の13%に比べても高い水準となる統計数値が示されています。本町に交付される森林環境譲与税は令和5年度までの総額が約2億6,000万円と聞いており、これを町の林業と木材産業の将来を見据えてどのように有効活用していくのかは重要な課題であると考えます。現在道内各地では林業と木材産業の成

長産業化に向け人材育成、担い手確保、森林資源の有効活用等についてこの譲与税を活用したスマート林業への取組が様々展開されていると認識しているところであります。そこで、次の点についてお伺いいたします。

1、人手不足と担い手確保の問題は農林水産、商工業を含むあらゆる業種が掲げている共通の問題であります。農業についてはGPSを活用したスマート農業が既に広く進められている状況となっております。林業、木造産業においてもこの森林環境譲与税を財源にドローン、GPS、GIS等のICT先端技術を用いたスマート林業化への展開を図るための積極的な取組を進めていくべきであると考えますが、町の考え方や方向性について伺います。

2、平成28年の伐採跡地面積は692ヘクタールであり、そのうち5年以上の伐採跡地面積は593ヘクタールとされていますが、現在これらの面積はどのように推移しているのか。また、伐採、植林されずに放置されている山林が目視で多く確認できることから、山林の荒廃が進んでいるのではないかと危惧するところでありますが、町としてはどのような対策を考えているのかをお伺いいたします。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 澤口議員のご質問にお答えします。

浦幌町の道有林を含む森林総面積は5万4,103ヘクタールで、そのうち町有林を含む一般民有林は3万843ヘクタールに上り、森林総面積の約6割を占めております。

1点目のスマート林業化への取組についてであります。平成30年度より町が管理する林地台帳や地図情報など森林情報のデジタル化を進め、クラウド上で管理することにより林業関係者間での情報の共有、事務作業の効率化など、まずは資源管理段階における取組を行っております。先進的な取組としては、航空レーザー計画やドローンを用いた空中写真撮影情報の活用など様々な取組が実践されており、一定の労働力縮減効果が実証されております。資源管理段階ばかりではなく、生産段階、流通段階も含めた取組事例の情報収集に努め、本町においてどのようなスマート林業化への取組が望ましいのか林業関係者のご意見も伺い、森林環境譲与税の財源を有効に活用しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の伐採跡地面積の推移であります。森林経営計画のない伐採跡地面積は平成23年度は約519ヘクタール、平成28年度は約692ヘクタール、令和2年4月では約711ヘクタールで、そのうち5年以上経過したものは約616ヘクタールとなっております。この間の増加割合は平成23年度から平成28年度までは173ヘクタールで33.3%の増に対し、平成28年度から令和2年4月までは19ヘクタールで2.7%の増にとどまっており、これまで継続して森林経営計画を策定していない森林所有者に対する森林保全並びに森林保護に関する啓発や森林経営計画の作成及び計画的な植林の重要性について理解を求めるなどの地道な取組の成果が現れたものと推察しております。森林の持つ多面的機能を発揮する森林整備を促進

する上では、伐採、植林の平準化を図ることが重要であると考え、本町では森林経営計画に基づき毎年約150ヘクタール以上の植林を行う目標を掲げ、取り組んでおります。今後におきましても森林保全における植林の重要性の理解を求め、森林経営計画の作成を促す取組を継続し、未植林地の抑制に努めてまいります。

以上、澤口議員への答弁といたします。

○田村議長 5番、澤口議員。

○澤口議員 二、三点質問をさせていただきます。

やはり最先端技術を導入することによりまして伐採の状況だとか苗木の運搬、植林後の成長の確認、ネズミの駆除、また立木の計算など多目的利用ができるという、短時間で情報の収集ができるという、そういうものでありますので、林業家にとっては次の担い手確保、育成のためには大変大きな利点があると思っておりますが、その点についての認識についてお伺いをいたしたいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今現在ICTですとかGPS、ドローンなどを活用した最先端技術、こういったものの先端技術の実証におきましては森林の現況調査ですとか集積材の計測などただいま議員がおっしゃられました作業も含めまして多くの項目においての活用というものが見込まれております。一方では、多くの森林、現場条件によりまして、通信環境が整わないですとかGPSの検知に支障を来すですとか、そういった場所が多いなど森林だからこそといった課題、そういったものも発生していると感じてございます。答弁の中でお答えをさせていただきました地図情報等における自然管理段階、そちらにおいてのスマート化、デジタル化というものは率先して各団体、各企業においても進めるべきだろうと考えておりますけれども、現場におきます植林への補助であったり、生産段階から流通に関して北海道内各地で実証試験自体は様々行われておりますので、それに対する情報ですとか課題といったものも今後集積を進めてまいりたいと、また、そういった現場においての検証というものも必要だろうと考えています。それらの情報を集積をしまして、林業関係者皆様のご意見も伺いながら本町にとってはどのようなスマート林業化を進めていくのがより望ましいのか、取組の方向性につきましても関係団体様のご意見伺いながら、積極的に今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○田村議長 5番、澤口議員。

○澤口議員 今回の譲与税につきましては2019年より譲与が始まり、町有林、民有林の面積で、私たちが住んでいるこの町、大変多くの個人所有の山林面積を持っているというところが大きな要因になっておるところであると思っております。道内179市町村では本当に10位に入るような額でもありますが、町の森林環境譲与税に関わる基本方針で森林を守り、育む

次代の人づくりとして森林づくりの次の時代を担う人づくりを図りますとなっておりますが、どのような具体的な案があるのか。あれば教えていただきたいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 森林環境譲与税、こちらにつきましては森林面積と、あと就業者ですとか項目別によりまして本町において多くの譲与税を交付いただいている状況でございます。これからの林産業分野において、どの分野におきましてもそうでございますけれども、担い手確保というところが喫緊の問題ではございます。そういった中におきまして、北海道においては北の森づくり学院を創設しまして、林業に携わる学生を集めて教育を促す、そういったところ、林産業を補完するような技術者の育成というところに力点を置いておりますし、そういった活動につきましても本町といたしましても研修先として浦幌町においてもそういった研修生を受け入れる、そういった体制に対しての協力も当然行ってまいります。また、今後を担うまだまだ小さい子どもたち、そういった子どもたちに対しましては、やはり木材に触れていただく。木作業ですとか森林での植樹体験ですとか、そういったソフト面、そういったものの活動を通した中で山のあるべき姿、そういったものを教育の一環として感じていただきながら林業に携わるそういった人材の育成、啓発、そういったものにつなげていければと考えております。

○田村議長 5番、澤口議員。

○澤口議員 続きまして、伐採跡地についてお伺いをいたしたいと思っております。

伐採跡地につきましては、放置面積が今答弁の中で調べていきますと28年度の年とあまり変わらないという面積ではありますが、全体的には約5%ぐらいかなと思っておりますが、やはり森林資源の循環利用の新たな時代に今入ってきております。山づくりは切って、使って、植えるというのが山づくりの基本であります。一時的に苗木が入らないという、そういう時期がありましたので、その影響も多少はあるのかなとは考えますが、現在は本当に予定どおりに苗木の入荷が見込まれておりますので、やはり森林所有者に切ったら植えるのお願い、またご指導のほど必要ではないかと思っておりますが、その点についてお伺いいたします。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 伐採跡地につきまして、これまでの経緯踏まえますと、確かに今議員がおっしゃられましたとおり、水害などで苗木の調達が一時期滞った感を持たれた場面がございました。ですけれども、管内、道内で調達がなかなか難しくなった場合におきましては他県におきまして苗木を調達するなどの対応を取ってございまして、予定した植林面積が著しく植林ができなかったというような実態は何とか免れていたであろうという認識はしております。近年は、おっしゃられるとおり、安定した苗木が確保できる状態となっておりますので、本町といたしましても、先ほどの答弁でお答えさせていただきました

とおり、年間150ヘクタール、そういった目標を掲げながら計画的な植林というものをしてまいりたいと考えています。やはりそうはいいましても鍵になりますのは森林所有者、その方々の経営意識でございます。今後におきましても根気強くそういった森林経営計画を作成されていない方、それに対しての啓発活動、そういったものを通して未植林地の抑制といったものに努めてまいりたいと考えております。

○田村議長 5番、澤口議員。

○澤口議員 この森林環境譲与税に対しましては、これは我が町にとって大変うれしい金額ではないかなと思っておりますが、やはり多くの先人が残したこの森林であります。後を継ぐ町民、ここが大変大事なところでありまして、2040年問題におきましては町の人口が半数になるとも言われております。また、消滅していくというような、そういう市町村も出てくる中で譲与額でもありますので、将来町民のために、新産業も本当に必要ではありますが、やはり今ある産業をしっかりと残していけるようにこの譲与税の有効活用に大いに期待をするところでありますが、最後に町長のお考えをお聞かせください。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 澤口議員が言われる森林環境譲与税につきましては、国内の森林を保護し、また地球環境を守るという観点から国民の全ての皆さんから税金をいただきながら地球環境を守っていくという取組であります。大変そういう面では貴重な取組でありますし、浦幌町として積極的にこの浄財をしっかりと使っていききたいと考えているところであります。森林の、未植林地につきましてはこれは解消していくということはやはり大変苦難なことだろうと私も思っております、それは地球環境の維持にもつながっていくものだと思うところであります。そのためにはどうしたら未植林地を減らしていくのかというのが常々町としても課題だと考えておりますし、そのためにはやはり森林の所有者に対する植栽の重要性を地道に訴えていくということが大切ですし、この解消に向けて取組を進めてまいりたいと思っております。ただ、簡単にはいかないと思っておりますけれども、では何がいいのかということになりますと、やはり個人的に森林に対する意欲が衰えた人が少なからずいるわけでありまして、そういう人たちに対して地道に訴えてもなかなか進まないということも現実でありまして、そういう面では森林を必要とする個人とか団体、そういう人たちにも働きかけながら町としてもどういうふうにしこの未伐採地をそういう団体に引き渡していくか、そういうことの制度として考えながら今後政策も進めていく必要があるかなと思っております。いずれにしましても、今この森林環境譲与税を有効にどう使っていか、大変貴重な財源が浦幌町にあるわけでありまして、この貴重な財源をしっかりと生かしながら未立木地の解消に向けて今後も進めてまいりたいと考えているところであります。

○澤口議員 期待をいたしまして、終わります。

○田村議長 これで澤口敏晴議員の一般質問を終わります。

次に、10番、森秀幸議員の質問を許します。

10番、森議員。

○森議員 通告に従いまして、新型コロナワクチン接種について質問させていただきます。

これにつきましては、先ほど同僚議員が質問を行って、重なる部分もあろうかと思いますが、お許しをいただきたいなと思っております。

新型コロナウイルス感染症については、道内で初めて感染者が確認されてから1年以上経過し、2月末時点で延べ1万9,093人の感染者が確認され、死者は677人であります。そのうち十勝管内においては感染者が735人確認されています。現時点では道内と管内の感染者は減少傾向にあります。再度その波が押し寄せてくる予測もあり、まだまだ予断を許さない状況が続いております。国は新型コロナウイルス感染の終息に向け切り札と位置づけ、ワクチン接種事業を始めるよう準備を進めているものと考えておりますが、町民が安全、安心に生活できることを期待して、次の点について伺います。

1点目、ワクチン接種は安全性と有効性が求められると考えますが、安心、安全な接種のための接種前、接種後の対応についてどのように行われるのでしょうか。

2点目、ワクチン接種後の対応及び副反応や後遺症等により健康被害が起きた場合の健康被害救済制度などの適用や補償等の対策についてどのようになっているのでしょうか。

3点目、ワクチン接種は当初の計画では2月中旬から医療従事者等関係者への最初の接種を始められるよう準備を進めているとの行政報告がなされましたが、ワクチンの供給が遅れているとの状況から現時点における今後の接種の見通しとスケジュールについてどのようになっているかお伺いをいたします。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 森議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてであります。十勝管内で初めて感染が確認された患者が発生し、早いもので1年が経過いたしました。北海道では道内の新規感染者数や入院患者数等の改善傾向が継続しているとして、昨年10月から実施していた集中対策期間について3月7日をもって終了することとなったところでありますが、一方で3月以降の就職、転勤、卒業、進学等に伴う人の動きや会食機会の増加などといった感染リスクが高まる時期に備え、安心してワクチン接種を受けられる環境づくりを進めることが重要であるとして、3月8日からは飲食の場面などにおける感染防止に向けた行動の定着、感染の再拡大の予兆探知及び予兆への迅速な対応など感染の再拡大防止に向けた対策を実施するとしたところであります。

1点目のワクチン接種の接種前、接種後の対応につきましては、予防接種を実施するには医師の診察、説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解していただいた上で接種を希望する意思が確認できた方に対して接種を実施することになります。また、接種後はアナフィラキシー症状等に注意し、接種会場において15分以上健康観察を行い、帰宅

後においても数日間の体調変化に対応できるよう町立診療所と連携し、症状によっては受診していただくよう体制を整えます。

2点目の健康被害救済制度などの適用や補填、補償などの対策につきましては、一般的にワクチン接種では副反応による健康被害が極めてまれではあるもののなくすことができないことから、国において救済制度が設けられています。救済制度では、このワクチンを接種した後に疾病などにより障がいが残ってしまった場合などにおいて原因が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは予防接種法の健康被害の救済措置が適用され、医療費及び医療手当、障害年金、死亡一時金、遺族年金等の給付が行われます。万が一予防接種健康被害が発生した場合には速やかに対象者への対応を行うとともに、予防接種健康被害救済制度の認定、給付に向けて対応いたします。

3点目の現時点における今後の接種スケジュールの見通しについては、国からの情報では現在薬事承認されているファイザー社のワクチンについて段階的に数量を限定し供給するとしており、4月26日の週以降には全国の市町村へ1箱500人、2回接種分を配送する予定としているところですが、この週以降については情報がなく、先行接種の対象となっている医療従事者等についてもいまだに接種日程が決まっていない状況を鑑みますと、本町の65歳以上の高齢者のワクチン接種開始日が遅れてしまう可能性がありますので、ワクチンが確保できる日程などのめどが立ちましたら対象者への接種のご案内と接種券、クーポン券等を郵送し、実施してまいります。

以上、森議員への答弁といたします。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 私も町民の皆さんとお話をしましたら、ワクチン接種につきましては私は受けますよと、また私は様子を見ながら考えますよとか、私はやはりおっかないからやめますよと様々な意見をいただいております。そういう面では接種前、また接種後、それぞれ医師の説明があって、その辺は心配はないのかなと思っているところでもあります。また、万が一後に後遺症等があったときの救済措置ですか、こちらのほうも国において予防接種健康被害救済制度が設けられているということで、安心ということはないのですが、万が一に備えてこういう制度があるのかなということで確認をさせていただきました。

全体を通して何点か質問をさせていただきます。このワクチンにつきましてはまだできて間もないということもありまして、臨床試験だとか臨床結果が出ていないのです。そんな関係で、2月の中旬以降に一部の地区で医療従事者に接種をされて、された方々、軽度の副作用だとか副反応でも報告するというのを聞いているのですが、何かその点について報告があればちょっとお知らせ願いたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまの先行接種とされている医療従事者等に対する副反応の国の報告等についての情報でございます。先週金曜日、3月12日に厚生労働省が主催して第

4回の自治体向けの説明会、これオンライン方式で会議が開催されたところでございます。この中で国からの2月14日に特例承認とされましたファイザー社のワクチン、商品名、コミナティーの筋注と申しますが、これを2月17日から先行接種対象者に接種を開始したところでございます。2月25日に被接種者の登録、これを国のほうで行いまして、全国で1万9,808例、これはコホート調査に登録されたということでございます。被接種者は20代から50代、それぞれ21から25%、60代以上が8.7%、男性33.8%、女性が66.2%、医師が16.7、看護師46.6%ということでございます。第1回目の接種後8日目以降に健康観察等、これを報告することになりますが、回収が終わりまして、この中で1万7,138例、全体の86.5%になります。この回収に基づきまして健康観察日の日誌から1回目接種後の発熱、37.5度以上、これが3%があったということです。また、発熱する場合は翌日が、2日目です、多かったという報告です。また、接種部位の疼痛、打ったところの痛み等でございますが、これは90%を超える被接種者がこれも接種翌日に痛みを自覚したということでございます。なお、これらの方々につきましては接種3日後には軽快したという報告でございます。被接種者の16%は接種翌日に全身の倦怠感を自覚したということです。2009年のインフルエンザワクチン等2万人調査と比較いたしますと、このコミナティーの筋注につきましては接種部位の疼痛の頻度が明らかに高い、それから全身症状がやや多かったという報告でございます。失神を伴う血管の迷走神経反射等、これが接種30分以内に動悸や赤くなったり、痛みになったり、これが88例、全体の0.44%、これを認めましたが、アナフィラキシー等の発現はなかったという報告がなされています。接種後の副反応疑い、この中の5例、全体で、記憶でございますけれども、37例ほど国に報告されているところでございますが、接種後の副反応疑い、これが5例、これが健康被害救済機関であります独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告が国からなされたというような情報でございます。いずれにしましても、このアナフィラキシー等の報告につきましては現在具体的な症状かどうか、これが国と、それから国際の基準が曖昧なところがございまして、アメリカで症状等、このファイザー社のワクチンの報告の中としましては100万人に5例という形で接種等、実績等が報告されているところでございますが、100万人に5例ということになりますと20万人に1人、20万人に1人ということは十勝全体が30万人ほどですから、十勝全員が接種するとその全員の中から1.5人というのが、これがアメリカのアナフィラキシーショックの報告事例になりますので、これはまだ接種した、開始をしたばかりでございますので、これが国において様々な症状、それから報告事例、対処方法等について専門機関で検討されると考えているところでございます。いずれにしましても、これまでの報告によって安全性において重大な懸念が認められないと国のほうからは報告されたところでございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 これ海外のほうでは、今説明ありましたように、20万回に1回というように聞いてはいるのですが、20万回、まだちょっと日本で打っているのは少ないのかなと思うの

ですが、それで三十何回も出ていて、この辺についてはこれどうなのですか。海外の方と日本人というのはそれは食べ物も違いますし、また生活も違うということの原因なのか、この辺はどう思っているのか説明をいただきたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 この副反応の疑いがあるといった症例が先週金曜日に報告された状況の中で、約1万7,000、おっしゃるとおり接種件数がまだ少ない状況の中で、接種に当たってのこの副反応に対する対応というのはまだはっきりしていない状況が実情だと考えてございます。本町におきましては、こういった副反応等対処できるような形で、第2回町議会臨時会等におきましても接種会場におきます緊急医療薬品等の購入等の予算を計上させていただいたところでございますので、これから接種実施医療機関となります町立診療所と協議をしながらこういった副反応等に対する対応、これを万全な対応取るような形で進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 分かりました。

接種が2回接種を行うということを知っているのですが、2回やった抗体の持続期間というのは、2回やればどれぐらいの抗体の免疫を持っているのか。また……その辺ちょっとお願いいたします。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 このたび薬事承認されていますファイザー社、これに対する抗体持続日数等、これのご質問でございますけれども、現在国におきましてはファイザー社、モデルナ社、それからアストラゼネカ社と、この3社のワクチン、一つが承認されているファイザー社ということになります。また、2つは現在承認申請中でございますので、国のほうでまとめておりますので、この中で抗体の持続期間といったところが議論されることを期待しているところなのですが、現在承認されていますファイザー社につきましては現在開発中のワクチンも含めまして、投与した方がまだ投与していない方よりも非常に少なく、この新型コロナウイルス感染症の発症した人が少ないとの結果、こういったものが中間結果で得られているということで情報が流れているところでございますが、臨床試験や、それから接種が始まってから時間があまり経過していないという状況の中では、効果の持続期間についてはこれは明らかになってございません。ですので、今後の情報が明らかになるのを待つ必要があると考えてございます。ただ、このファイザー社のワクチンにつきましては説明書が交付されてございまして、この中身としまして、ファイザー社は2回目の接種後7日経過以降、これが最も抗体が出来上がるという形のものだという情報は流れてきてございます。ただ、これがどのぐらい持続期間があるのかにつきましては、先ほど

答弁したとおり、まだ明確な説明が国からないということでございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 このワクチン接種につきましては、予防接種法から定期接種に変わったということなのですが、これどうなのですか。毎年やらなければいけないものなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 このたびの新型コロナウイルスに係りますワクチンにつきましては、国におきまして予防接種法の改正ということで、これが改正がなされまして、定期接種の中、国が実施する予防接種の中の臨時的な接種という扱いになってございます。何が臨時的かと申しますと、今回のウイルスのワクチンの接種につきましては、先ほどもちょっと答弁させていただいたところがございますが、期間が定まっております、来年の2月28日までの臨時接種という形の法の改正でございます。これ以降につきましては毎年接種するかどうかにつきましてはまだ情報がないという状況でございますので、よろしくお願いたします。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 次に、先ほども同僚議員がお聞きしていたのですけれども、感染力の強い変異ウイルスが道内でも確認されているのですが、この辺の効果、今のワクチンでの効果というのは、もう一度確認させていただきたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 感染力が強いとされている変異ウイルス、これに対しまして現在薬事承認されているファイザー社のワクチンにつきましては、一般論としましてはウイルスは絶えず変異を起こすということがございます。小さな変異でもワクチンの効果がなくなるというものではないと国からは説明があります。また、ファイザー社のワクチンにつきましては変異株の新型コロナウイルスにも作用する抗体が作られたといった実験結果も発表されているところがございます。この承認申請がなされた新型コロナワクチンの審査につきましては、厚生労働省において変異株に関する情報も含め引き続き様々な情報を収集しつつ適切に有効性、安全性等、これが国においてなされるものと考えているところがございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 先ほど町内の高齢者施設に関しては巡回をして行われると聞いているのですが、町内在住の方で町外に入院しているとか、また介護施設に入所している方の対応というのはどのように考えているのか、お願いいたします。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 現在町外の病院に入院されている方、それから介護施設等に入所されている方、この方に対するワクチン接種でございますが、このワクチン接種は平時の定期接種、季節性インフルエンザと同じなのですが、住民票所在地である市町村で接種を受けることを、これを原則としてございます。ただし、長期入院、長期入所などしている等の事情等によります場合につきましては、住民票所在地以外のワクチン接種を受けることが可能となってございます。したがって、入院先、それから入所先のワクチン接種時、新型コロナワクチンの供給状況によりますが、各施設、医院、医療機関、これにおきまして接種をする予定となってございますので、この中で接種をしていただくという考え方になります。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 これ接種に当たっての前もってのことなのですが、当然医師の方と面談を行うのですが、常々、高齢者とは限らないのですが、長く病院に通われていて、専属の医師の方ですか、薬をたくさん飲んでいて、何種類も飲んでいて、そういう方あたりは当然医師とお話をして、ワクチンを打てるものなのか、打てないものかというような確認が取れば、その場でワクチンを接種するという事は難しいことなのでしょうか。その辺どうなんでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 かかりつけ医での予防接種、このことだと思いますが、国の厚労省から示されています手引によりますと、基本的にまずかかりつけ医の先生に今回のワクチン、これが接種して自分が本当に大丈夫だろうかといったところを確認した上で、そしてそのかかりつけ医の判断の下、仮に帯広の専門医とかがかかりつけ医の場合であってもそちらのほうで接種をすることを可能とするとなってございます。ですので、やはり一番はかかりつけ医の先生にご相談していただいて、その中で接種するのが一番安全なのかなという気は当然考えているところでございます。これも最近情報的にも出てきた内容でございますので、こういった内容につきましては接種対象者に対しまして接種券送付時にまた改めて周知をさせていただきますが、こういった状況の中で一番それがいいのだろうと考えているところでございます。ただ、どれだけ医療機関にワクチンが保管されるか、これ問題でございまして、各医療機関にワクチンが保管ができるかどうか、これができる状況でかかりつけの医院で接種ができるということになると思います。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 それで、1点確認したいのですが、例えば妊婦の方、またあるいは結婚されて

いる方で今後子どもさんの計画をされている方というのはどういう対応になるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまのご質問でございますが、まず国におきまして予防接種法の改正がなされまして、この中で地方公共団体等の責務として町民の方々にこのワクチン接種の勧奨をする、そして国民に対しては努力義務を課するという形になってございます。この努力義務の中に今回の妊婦の方とか、そういった方々が努力義務から外れておりまして、基本的には法的に努力義務はないということになります。ただ、国の情報等確認させていただきますと、妊娠中や授乳中の方もこのワクチンを受けることができるということになっていきます。ただし、妊婦または妊娠している可能性のある女性には海外の実使用経験などから現時点で特段の懸念が認められているわけではないということになっていきます。ですが、安全性に関するデータが限られていることから、接種のメリットとデメリットをよく検討していただき、主治医の方ともよく相談をいただき、接種をするかどうか判断をしていただきたいと思いますと考えています。いずれにしましても、法的には努力義務はないということですが、これは打ってはいけないということではないということでございますので、国のワクチンに対する情報と、また今後ファイザー社以外のワクチンも薬事承認されるだろうということになりますので、それぞれ承認されたワクチンの副反応等の疑い、また取扱い等全て違いますので、その状況踏まえた中で主治医の方とご相談していただき、ワクチンの接種をしていただきたいと思いますと思っています。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 分かりました。

これ最後のほうになるのですけれども、これ各会場において接種を行いますよね。そのときの、診療所でしたら先生、看護師さんもおられるのですが、上浦幌公民館、また福祉センターでしたね、そこで接種するときには先生、医師、また看護師さんの体制というのはどのようにやられていけるのか。また、そのときに診療所のほうで先生がいないときに急患だとか、そういうときの対応というのはどのようになさるのか。

○田村議長 答弁願います。

診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 ただいまの件につきましてご説明をさせていただきます。

診療所の所長は1名しかおりませんが、ワクチン接種の場合につきましては診療所、通常診療行っておりますので、休診を基本的にはしないで、ワクチンの接種でもう一人の先生をお願いをして接種を行うというふうに今考えております。上浦幌公民館、また保健福祉センターにおきましても接種専用の先生1名行っていただき、また看護師も別をお願いをして、行っていただくという体制で考えております。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 各会場においても診療所の業務は大丈夫だということでございますね。分かりました。

接種に当たりましては、私は順番が来ましたら受けさせていただきたいと思います。これどうなのですか。全体で今町内で4,000人からの方が対象なのかなと思いますが、町全体ではこれ何割ぐらいの方がやられるというような計画はあるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 現在接種順位として65歳以上の高齢者、本町におきますと今1,900人ちょっとということになります。全町的には町民の中で現在約4,500人としますと、基本的に接種率何%かということにつきましては検討する材料がなく、何%という考え方は正直してございません。まずもって65歳以上の高齢者に対する接種、これ万全の体制をするための体制、確保対策ということを今進めておりまして、先ほど言いました1,900人ほどの65歳以上の方々に対して、施設入所されている方や入院されている方もいらっしゃいますが、基本的に接種の、65歳以上の高齢者の方々の接種を100%受けることができる体制、これを現在検討しているところでございまして、国が示されますワクチンの供給状況等踏まえまして、基本的には100%受けていただくような形の体制を整えます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 分かりました。

本当にこのワクチン接種につきましてはいろいろお考えを持っている方もいると思いますが、やはり安全性、また安心を求めながら接種をできるような体制をつくっていただきたいなと思っております。私は、少なくとも全町で7割以上は接種をしていただきたいなと。そうすれば、やはり町の中に、どこにいても安心できるのかなと思っております。最初に町長からも報告がございましたけれども、最後に町長からもお話を再度いただきまして、終わりにしたいと思いますが、町内の高齢者に関わる介護施設等、やはりコロナウイルス感染対策について常に緊張感を持って業務に当たられてずっと来ているのかなと思いますし、また予断を許さないこともありますので、引き続き緊張感を持って当たっていただきたいなとも思っております。

また、コロナウイルスに感染されました方、お亡くなりになりました方々にはお見舞いを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 森議員のワクチン接種に対する質問に私からも答えさせていただきたいと思

います。

先ほども河内議員の質問にお答えさせていただきましたが、本当に今ワクチン接種を進めるということでもありますけれども、なかなか全ての情報がまだ地方自治体に行き渡っていないという状況とワクチンがいついかなる形で来るのか、ファイザー製含めて違う形で来るのか、それさえも今のところ分からないという状況であります。ただ、町としてはワクチンの接種体制についてはしっかりいつ来てもいいように体制づくりを進めていく必要があると思っております、そういう体制を今進めているところであります。接種数は町民4,500人いますが、今国は16歳以上ということであります。15歳以下は450人ほどおりますから、接種人数は大体4,000人ちょっとの接種、その体制をしっかり整えていく必要があると考えておまして、そのためには医療従事者、そしてドクターにもお願いをしながら、また接種する体制をどういうふうに構築していくかということが大変重要課題でありますので、そういう人数とそういう体制づくりをしっかり今進めていきたいなと思っております。ただ、いつ来るか分からない状態なものですから、いつまでその体制をつくっていく、いつまで維持していく、保持していくかと、こういうことも大変課題としてあるわけでありまして、そういうことも含めてできるだけ国からの情報をしっかり把握しながら接種を進めてまいりたい。そして、町民には今ある情報、そして安全な情報、安全な接種体制というのをしっかり周知しながら町民の皆さんが安心して接種できるような体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

○森議員 終わります。

○田村議長 これで森秀幸議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後 0時12分 休憩

午後 1時14分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

次に、1番、沼尾昌也議員の質問を許します。

1番、沼尾議員。

○沼尾議員 通告に従い、一般質問させていただきます。

車が運転できなくとも安心、快適に暮らせる町を目指して。公共交通は高齢化の進展に伴い重要な役割を担っており、これから免許返納等で公共交通機関を利用せざるを得ない町民が増えてくることが予想される。特に本町ではバス、鉄道、公共交通空白地有償運送

が町民の足を支えている状況であり、この公共交通については町民アンケートで多くのご意見が出ており、町民の関心は非常に大きいと感じる。そこで、車が運転できない方でも安心して快適に暮らせるよう以下の点について伺う。

1、昨年総務文教厚生常任委員会において各種バスの運行管理について所管事務調査を行ったが、下記項目について再度伺う。

コミュニティバスと鉄道の接続について。

コミュニティバスの運行本数について。

公共交通ネットワークを構築するための交通計画策定について。

2、3月13日にJRのダイヤ改正が行われ、厚内駅6時14分発釧路行き普通列車が厚内始発ではなくなった。今後利用者が減少すれば同様に列車の運用変更等がなされる可能性があるが、その点浦幌町はどのように考え、対策をしていくか伺います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 沼尾議員のご質問にお答えします。

高齢化の進展などにより町民の皆様の生活の足を確保することは今後のまちづくりにおいて重要な課題の一つであると認識しており、公共交通に関しましては浦幌町第4期まちづくり計画の重点プロジェクトや基本目標の中に施策として掲げているところであります。

1点目のご質問のコミュニティバスと鉄道の接続についてであります。浦幌駅への接続に関しましては月曜日から土曜日の全ての運行日で最寄りのコスミックホールを停留所とするルートを設定しており、時間帯は上り線、下り線ともに11時台の便が最も利用しやすい時間帯となりますが、その他の便は乗り継ぎまでに時間を要する状況となっております。また、火曜日と木曜日の運行日には厚内駅及び吉野駅への接続も可能ではありますが、いずれも乗り継ぎまでに時間を要する現状となっております。

次に、コミュニティバスの運行本数についてですが、水曜日と土曜日の午前中は市街地循環路線として4便を運行し、11月4日から4月28日までの冬期間は土曜日のみ1便を減便して運行しております。また、午後からは留真温泉行きとして市街地から留真温泉間の1往復を運行しております。その他月曜日から金曜日は郊外路線として設定し、郊外から市街地へと結ぶ1日2路線をそれぞれ1往復運行しております。なお、水曜日の運行では市街地循環路線及び留真温泉行き路線にコミュニティバスを使用していることから、郊外方面の路線は町の公用車を代替車両として使用しております。

次の公共交通ネットワークを構築するための交通計画策定についてですが、いわゆる地域公共交通計画とは単一の公共交通機関の運行計画ではなく、地域内で運行を行う交通事業の連携を促進させ、効率的な地域旅客運送サービスの充実につなげるための計画として位置づけられているものであります。現在新型コロナウイルス感染症の影響によって鉄道、バス事業者が大きな痛手を受けている状況の中で地方の交通事情がどうなっていくのか、

国の動向等も踏まえつつ今後の推移を見ていく必要があることから、現時点で計画を策定する予定はありません。しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、少子高齢化の影響や町民アンケート等の結果からも公共交通の充実が町民にとって重要な課題であることも認識しており、コミュニティバスの運行時間の見直しや事前予約制であるデマンド運行の導入、公共交通空白地有償運送サービスを運営していただいているNPO法人との連携強化など可能なところから取り組んでまいりたいと考えているところであります。

2点目のJR北海道の列車の運用変更等がなされることに対する町の考え方と対策についてですが、本町において鉄道は重要な公共インフラであり、町民の皆さんにとっても町内各駅の停車本数の維持は必要不可欠であると考えておりますので、JR北海道に公共交通機関としての機能維持をこれまでどおり確保していただくよう町の考え方もお伝えしながら情報共有を図ってまいります。

以上、沼尾議員への答弁といたします。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 まず、今町長からご答弁がありました。少子高齢化の影響や町民アンケートの結果からも公共交通の充実というのは町民にとって重要な課題だということでご答弁をいただきましたが、これにつきましてはお互いに認識としては一致しているのかなと思いますので、あとはいつどのように改善を実行していくかということであると思います。その点について何点かお聞きしていきたいと思います。

まず最初に、JRとコミュニティバスの接続についてお聞きをしたいと思います。昨年、令和2年の8月に総務委員会で所管事務調査が行われまして、JR等ほかの公共交通機関、特にコミュニティバスになりますが、接続対応を検討するよにということで所見を上げさせていただきましたが、その後どのように検討されたのかお聞きいたします。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

所管事務調査の後どのような協議が行われたかということでございますが、私どもといたしましては所管事務調査でいただきました所見踏まえて対応していきたいと考えているところでございますが、具体的な検討には至っておりません。現時点におきましては、町長から答弁ありましたとおり、極端に利用の少ない市街路線の時間帯の見直しですとか、同じく郊外部の利用の少ない路線のデマンド、いわゆる事前予約制による運行ですけれども、このようなものから始めていきたいと考えてございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 接続についてなのですが、現在浦幌駅から発車をいたします8時6分発の帯広行きという列車がございますが、浦幌駅に確認取ったところ、その列車が一番お客様のご利用が多いということで聞いております。こちらに接続するバスが今現在ないわけでは

が、こういう時間帯にバスを走らせるというような考えは現在検討していますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、今8時6分のバスに関しましてはコミバスの1便が9時4分ということになりますので、12分ほど時間が間に合わないという現状でございます。この8時6分を利用するという場合についてはコミバスが利用できないのですが、現在公共空白地有償運送の中で対応していただいたりとかしております、当面はそれで利用していただきたいと思っておりますけれども、JRの時間帯がどのように変わっていくかによってその都度接続バスの時間帯を変更することによって逆に利用者の混乱を招くということもございますので、利用実態の中から見直しを行います、JRの接続だけをということではなくて、総合的な形で検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 接続については総合的に考えていきたいということでしたが、運行本数及び運行時間にも関わってくることで、こちらも昨年の総務委員会の所見の中に上がっておりますが、運行本数の増加、また運行時間を見直すよう所見で書かれておりますが、運行本数については検討はどのようにされましたでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問でございますが、運行本数につきましては、所管事務調査の中でもお話しさせていただきましたが、現在留真温泉バス、それから郊外のバスを町長の答弁のとおりフル稼働している現状でございますので、バスの台数を増やさない限りは本数に関しては難しいと考えてございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 バスを増やさない限りと今答弁いただきましたが、いろいろ考え方は私はあると思っております、いわゆる今郊外で走っているバスを、例えばですけれども、公共交通空白地有償運送を担っていただくですとか、バスを公用車として運用して、バスは一日中町を走らせるですとか、いろいろな考え方があると思うのですが、その辺どうでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、運用の仕方によっては可能性はあると思いますし、現在郊外の利用の状態見ますと、大きなバスまでも要らないということがありますので、議員がおつ

しゃっているような方法もあるとは思っております。市街地の運行本数に関しましては、今回29年1月からこのダイヤで進めています。実証試験の中では時間帯によって利用が極端に違うという部分と、それからいろんなバスを複合するというところでこういうふうに至った経過もありますので、その辺も踏まえなければならないと考えてございますし、あと現実的に町内のバスが運行が足りないのか、それとも帯広に出向くために行く交通機関が足りないという部分については、そういう部分も踏まえて全体的なニーズを把握しないと、町の中の本数だけを増やせばいいということではなくて、そういうようなニーズも踏まえながらどのような運行形態がいいのかというところを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今現在ニーズをいろいろ見ていくということでご答弁をいただきましたけれども、ニーズというところで、コミュニティバスが運行される前、平成25年及び平成26年に意識調査、分析等を行っていると思います。平成25年に行われている交通行動に関する意識調査というものはホームページ上に上がっておりまして、確認させていただいたのですが、その交通意識調査の中では買物に行く時間が利用者、9時から11時の間と14時から18時の間でお買物に行く方が多いというようなデータがございます。現在コミュニティバスは、午前中のみ運行となっております。この午後14時から18時の時間帯でお買物や通院に行く方が一定数いらっしゃる中で午後コミュニティバスが走っていないわけですが、午後バスを走らせるということについては検討されますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 午後の便に関してお答えさせていただきますけれども、おっしゃるとおり、25年、26年実証結果に基づきましてこのような運行形態になったと理解しております。その中では、やはり毎日決まった時間に運行するのも利用者にとっては便利だけでも、利用人数ですとか赤字が膨らむような運行となってしまうことからというような意見もありましたので、そういうものも踏まえながら現在の運行形態に変えたということになっていると思います。現在留真温泉に行くバス、午前中は市外路線4便ですが、午後からは留真温泉に行っていますが、そういう形になっているので、現実的には午後の便を運行できないという形になっていますが、留真温泉のご利用も大変非常に多いという部分もありまして、そういう部分からいろいろ検討していかなければならないなとは思っているところでございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今接続ですとか運行時間、運行本数について少しお聞きしてきたところですが、当然検討していかなければいけないというような答弁があつて、私も当然そのように

思っているわけですが、ちょうど1年前の3月の定例会で先輩議員が町民の移動手段という一般質問されております。その一般質問の中でも今後利用者の方々の意見を聞きながらルートの見直しや時間帯の変更など改善を図ってまいりますというような答弁もございましたし、昨年の所管事務調査の中でも将来的にわたって、2度の実証実験を受けて、運行開始が3年ということで、ある程度路線の時間帯ですとか運用の方法、課題が出てきたので、改善を進めていこうというようなお話がございました。検討するといひましてもいつ時期、いつ頃までに検討して、どれぐらいに方向性を決めて実行していくのかというのをお聞きしたいのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

時期と今後に何をするのかという部分ですが、次年度には方向性は一定程度示したいと今内部でも話しておりますが、答弁重複いたしますが、時間帯によって利用の少ないバス路線の時間帯、それから郊外部の利用の少ない路線についてはデマンド方式という部分で、ある程度周知期間もありますので、方向性と周知期間踏まえて次年度以降、再来年に向かっていくようには準備をしていきたいと思ひます。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今のご答弁で次年度にある程度いろいろと動き出すのかなというようなことで今私は聞いておりましたが、その進め方といひますところで少しお伺ひしたいのは、いろいろな進め方があると思ひますが、例えば協議会をつくるですとかアンケート調査をやるですとか、そのようなことがあると思ひますが、今のご答弁の中ではそのような内容がちょっとお聞きできずに、役場、行政として内部でいろいろと協議をして、ある程度方向性を決めるということによろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願ひます。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 今のご質問にお答えさせていただきます。

時期を申し上げたものでありまして、手法ですとかその進め方についても含めていくということですので、アンケートということもあるでしょうし、実際にバスに乗車しながら乗っている方の意見聞くということもあるでしょうし、その辺はこちらが一方的にとひうことではなくて、どういふ方法によれば皆さんのニーズにんえられるのかというところは検討してまいりたいと思ひてございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 調査手法とかやり方についてはご検討されるということで、町民の方、アンケートでも非常に関心があるところですので、ぜひ迅速に進めていっていただければと思ひます。

次のJR北海道の列車の維持について何点かお伺いをさせていただきます。鉄道は本町においては帯広ですとか札幌、また釧路方面に重要な公共交通であります。こちらについてもアンケートで利便性が向上できないかというようなご意見が多々見受けられるところではございますけれども、JRは民間の会社でありまして、行政がどうしても変更できないという点ありますが、まずは町としてできることをやらなければいけないと思っております。そこで、現在北海道が実施主体となっておりまして十勝Ma a Sプロジェクトというものがございまして、そちらについては御存じでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

北海道が主催でやっています事業でありますので、事業自体については理解をしております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 特に公共交通の中で鉄道というのは一つの自治体がどうにかできるものではなくて、沿線で何とかしていかなければいけないものだと私は思っております。特に今回この十勝Ma a Sプロジェクト、北海道が行っているものですが、こちらは十勝に限定して浦幌と新得間の鉄道及びバスについて利用促進をするというような内容のものなのですが、こういうようなものをやはりうまく活用していかなければいけないのかなど。特に鉄道は沿線で考えていかなければいけないというものですので、こういうものをもっと町民の方に知らせることが私は必要だと思っております。今回十勝Ma a Sプロジェクトで行われている中には非常にお得な切符というのもありまして、浦幌から帯広まで往復、乗るだけで利用者にとっては損がない、得な切符になっておりますが、こういうようなものをもっと自治体として町民の方にお知らせしていくというようなお考えはないでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、このMa a S事業に関しましては鉄道だけというよりは都市間バスですとか路線バス、タクシー、それから観光事業者を通していろんな全ての交通を切れ目なくつなぐようなというイメージでできておりまして、この組織も北海道が主催となりながらいろんな組織が入っているのですけれども、町村会としては関わっていますが、各町村、個々の町としては入っていないので、この事業の内容については詳細は把握していないのが実態でございます。今回も、議員おっしゃったように、お得な切符という部分については道のほうからパンフレット等が送られてきて初めて理解したという部分もありますので、こちらのアンテナの張り方もちょっと弱かった部分あるかと思いますが、それ

についてはポスター掲示ですとかチラシ配布の部分が依頼来ておりましたので、それについては対応させていただいております。また、ＪＲの利用促進という部分ではもう少し、私どももただ頂いたものだけを配付したということではなくて、時間があれば広報ですとかで募集したいということで、ＪＲの利用という部分については協力をしていきたいなと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 本当に鉄道というものは帯広及び釧路方面、今ＪＲ北海道で出している資料ではＪＲ北海道単体では将来的には困難、維持ができなくなるであろうというような資料も出ておまして、第三セクターになるのではないかというような話もありますが、そうなる前に利用者が一定数やっばり増えてきていただければ、そういう第三セクターになるというのも遅らせることができるのではないかなと思っています。

最後になりますが、この公共交通というものはやはり日本全体が高齢化社会になっていて、いろいろデータあるのですが、公共で運営しているもの、全体の9割ほどは赤字で賄っているというようなデータもございます。そういうデータも見ながら、いろいろとお金がかかってくるものというのは当然あるのですけれども、いち早く、来年度以降というような話がありましたので、改善するということを検討していただいて、町民の方々が本当に利用しやすいような公共交通をつくっていただきたいと思いますが、最後町長の考えをお聞きして、終わりにしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 沼尾議員の公共交通に関する考え方ということではありますが、私どもとしても高齢化社会の中における公共交通の重要性というのは十分認識しているところであります。特に北海道におけるＪＲ、幹線として根室本線を維持しないとならないというのは当然浦幌町としても重要な課題であると思っています。それは特急だけにこだわらず、通常の列車運行についてもしっかりと維持してもらいたいと考えておりますし、便数、乗客の減少というのはこれ否めないところでありますが、しかしそれだけに今車免許返納という状況の中でお年寄りの足の確保に対してはしっかりとこれ必要な部分だろうなと思っていますところでもあります。浦幌町としましては、コミュニティバスの運用等々にも、今お話しいろいろありましたけれども、町民のニーズはどこにあるのかというのはしっかりと考えていかないとなりませんし、またとって全ての町内、全ての時間帯を網羅するというのはこれまた無理な話であります。どのように効率的に、効果的に運用していくかというのは十分検討しないとしないこと、今後の課題だろうと思っていますところでもあります。そういう面では、町民の皆様とよりよい話合いの機会を十分これからも持ちながら公共交通と、そして町内で走らせる循環バスも含めていろいろ町民のニーズに応えるように運営してまいりたいと考えているところであります。

○沼尾議員 終わります。

○田村議長 これで沼尾昌也議員の一般質問を終わります。

次に、4番、伊藤光一議員の質問を許します。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

項目、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現。2006年、国連において障害者の権利に関する条約が採択され、本国においても2014年に同条約を批准したことによりこれまで障がい者を治療や保護の客体ではなく、人権の主体として捉え、障がい者観の転換が図られました。すなわち、これまで障がいという不利益はその個人としての問題であり、本人に対する治療や保護などによりその障がいを乗り越えていくという考え方から障がいという不利益を社会側の問題と考え、障がいのある人も社会の一員であること、社会に参加していくためには単に不利益な取扱いをしないだけではなく、障がいのない人と等しく社会参加が可能となる環境を整備しなくてはならず、そのような環境を整備する合理的配慮を社会の義務と考えることになりました。この価値の転換により各種法律の制定、また本町においても誰もが住み慣れた家庭や地域の中で支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、令和3年度から令和12年度までを計画期間として策定された第4期まちづくり計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の下に令和3年3月2日に第3期浦幌町障がい者計画及び第6期浦幌町障がい福祉計画が策定されたところであります。そこで、障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で安心して暮らせる町にするために次の点につき伺います。

1、障害者雇用促進法においては地方公共団体において自ら率先して障がい者を雇用することの責務が規定されており、地方公共団体に勤務する一定割合以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障害者保健福祉手帳を受けている精神障がい者を任用することが義務づけられています。そして、その法定雇用率は令和3年3月1日より引き上げられ、現在は2.6%とされております。本町ホームページにおいて公開されている浦幌町障がい者活躍推進計画によると、障がい者の雇用においては実雇用率がゼロとなった旨の記載が見受けられます。そこで、本町において現在法定雇用率はどのようになっているのか、また法定雇用率を達成するためどのような取組を行っているか伺います。

2、障害者基本法第21条によると、地方公共団体は障がい者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。また、同法22条においては障がい者に対して情報を提供する施設の整備、障がい者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならないと規定されておりますが、本町庁舎においては残念ながら施策が講じられていないと感じます。今後この法律の制度趣旨に鑑みどのような合理的配慮を構築していく考えか伺います。

3、現在主な都市において新型コロナウイルスワクチンの接種が始まっていますが、特に障がい者へのワクチン接種対応についてどのように対応する予定であるのか伺います。

4、障がい者がいらっしゃる家庭にとって不安に感じることは将来のことです。障がい者を支えている方が病気になったり、亡くなった場合、生活上の細やかな支援がなくなったり、収入がなくなることに対する不安というものはなかなか拭えないものであります。そこで、保護者がいなくなった後も本町において将来も継続的に安心して生活できる環境を維持するための制度が必要であると考えますが、現在本町においてはどのような制度が存在しているのか伺います。

以上です。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 伊藤議員のご質問にお答えします。

障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現についてであります。障がいのある人が地域で関わり合える機会づくりを推進し、自立した生活ができる社会環境づくりを目指すために策定した第4期まちづくり計画における障がい者福祉の充実を基本施策に掲げ、ノーマライゼーションの理念の下に令和3年度を始期とする第3期浦幌町障がい者計画、第6期浦幌町障がい福祉計画において障がいに理解のある地域でつくる安心なまちづくりを基本理念として、障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定めた計画を策定したところであります。

1点目の障がい者の法定雇用率につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律第40条において国及び地方公共団体の障がい者の実雇用率について毎年6月1日を基準日として厚生労働大臣に通報しなければならないと定められております。本町の実雇用率につきましては、令和2年6月1日の通報時点で1.6%となっており、前回の通報時と比較すると数値は改善されましたが、地方公共団体に求められている調査時点の法定雇用率2.6%には到達しておりません。そのため、浦幌町障がい者活動推進計画で掲げる法定雇用率の早期達成に向けた取組として本年度新たに障がい者枠を設けて職員募集を行い、令和3年度に1名採用することとなりました。今後とも障がい者の働きやすい職場環境を整えつつ雇用の促進を図ってまいります。

2点目の障害者基本法の趣旨に鑑みどのような合理的配慮を構築していくかにつきましては、本町におけるこれまでの公共施設の整備等は本年4月に開園予定である認定こども園をはじめとして、これまで障害者基本法等に基づいた公共施設の整備を計画的に推進しているところであります。また、障がい者の意思疎通支援事業として、聴覚に障がいのある方などのコミュニケーションの手段の一つである要約筆記につきましては帯広市と連携して要約筆記奉仕者養成講座の参加者を毎年募集しているところであり、また要約筆記が必要な場面においては帯広要約筆記サークルから必要に応じて派遣することができる体制を構築しているところであります。合理的配慮の構築につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法に基づき障がいを理由とした不当な差別的取扱いにより権利、利益を侵害することとならないよう役場職員を対象とし

て適切に対応するために必要な職員対応要領及び職員対応マニュアルを策定し、障がいの特性を理解するとともに、個々の特性や状況に適した対応を推進しているところであります。

3点目の障がい者のワクチン接種対応につきましては、接種券、クーポン券等が手元に届いたとしても何らかの障がいにより理解が難しい方もいらっしゃいますので、接種する意思が確認しにくい場合につきましては、厚生労働省健康局長から発出されている予防接種の実施に関する手引に基づきまして、ご家族かかかりつけ医等の協力を得てご本人の意思確認を行っていただきますことをお願いしてまいります。

4点目の保護者がなくなった後の障がいをお持ちの方の生活を維持するための制度につきましては、障がい福祉に関する相談体制としては浦幌町相談支援事業所において相談を受け、本人や家族の意向を確認した上で日常生活において多くの支援を必要とする方には町外の支援施設やグループホームへの入所、比較的生活が自立しているが、何らかの支援を必要とする方については町内で生活しながら障がい者福祉サービス等の利用といった本人の特性等を考慮した選択肢を提示する等の対応をしており、その中で社会復帰訓練等のため町外の事業所に通っている方に対しては心身障害児等療育施設等訓練通園費補助規則に基づき町独自の交通費の補助を行いながら経済的負担の軽減と自立した生活に向けた支援を図っているところであります。また、判断能力が十分でないことにより適切な金銭管理が困難な方が地域で安心して生活することができる環境支援として成年後見制度の利用促進を進めていくとともに、今後においても障がいをお持ちになっている方の将来に向けた生活の自立支援や支えている保護者に対しましても寄り添った相談支援体制の充実を図ってまいります。

以上、伊藤議員への答弁といたします。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それでは、何点か確認させていただきます。

1点目、法定雇用率に関してであります。先ほどの答弁で令和3年度に1名採用することとなりましたという、今後とも障がい者の働きやすい環境整備を整えつつ雇用の促進を図ってまいりますとお答えいただきました。確認なのですが、令和3年度から1名採用ということですが、障がい者の法定雇用率はどれぐらいになりますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、障がい者の法定雇用率の算定につきましては分母が職員数を基礎としたものが分母となります。その中から除外となる職員というものがございまして、看護師ですとか保健師、そういった職員は除外するという形になりまして、分母の数が確定して率が出てくるものなのですが、6月1日現在の今職員数というものがまだ確定している段階ではございませんので、昨年が分母が125名でしたので、同様に考えますと、現在法定雇用率は2.6ではありますけれども、1名採用しても2.40%と

なる見込みとなっているものでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 正直に申し上げて、すばらしいと思います。先ほど通告書に書きましたが、障がい者活躍推進計画には令和元年6月1日時点でゼロ%と記載があつて、非常に懸念しておりました。厚生労働省より発表されている障がい者雇用状況の集積結果には法定雇用率がゼロの自治体が散見されています。本町に対しては未達成ではあるもののある程度の雇用率が達成されているというのは非常に私としてはすばらしいと感じています。今後法定雇用率を達成させるために具体的にどのようなことをなさるおつもりでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、本年度障がい者枠を設けまして職員の募集を行ったところ、1名の採用に至ったという経過がございます。先ほど申し上げましたとおり、法定雇用率には僅かではございますが、達していない状況でありますので、障がい者活躍推進計画にもありますとおり、法定雇用率の達成というものは目指さなければならぬものですから、新年度においても同様に障がい者枠を設けた職員の募集というものは行っていきたいと考えております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 あと、先ほどの答弁で障がい者の働きやすい職場環境を整えつつ雇用の促進を図ってまいりますという答弁いただきました。また、障がい者活躍推進計画においては障がい者からの要望を踏まえ環境整備を検討するとされております。これまで障がい者雇用に当たってどのような環境整備の改善が図られましたでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 正直申し上げまして、今の件でございますが、これまでは障がい者雇用という部分でなかなか手をつけている部分というのがないというのが実態でございました。先ほど申し上げましたとおり、新年度新たに雇用するということがございますので、応募に当たっては特に要件等なかなかつけることは駄目だということになってございますので、どういった障がいをお持ちの方が採用になるかということも分かってございませんでしたので、そういった部分につきましてはご本人と聞き取り等行いながらどういった環境で業務を行うのが一番いいのか、そういった部分を検討した後にまず配属をし、その後も定期的に面談を行うですとか業務の状態を聞き取りをすとか、そういったことを行いながら今行っている業務が果たして適正なのか、もし適正でなければではまた違ったどういった業務があるのか、そういったことも検討しながら進めていくことを今後行いたいと考えております。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 ぜひ障がい者が働きやすい環境を構築していただきたいと考えております。

次に、施設、情報伝達のバリアフリー化についてお聞きします。先ほどの答弁で帯広市と連携し、要約筆記奉仕員養成講座の参加者を毎年募集しているところでもありますという答弁いただきました。これは、職員の方も参加をしている状況なのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまの要約筆記の奉仕員養成講座でございますが、広く広報、それからホームページで募集をさせていただいたところがございます。この中で近年この養成講座に参加される、そういった方につきましては現在浦幌町において実績がないという状況でございます、したがって町職員、これにつきましても率先してこの奉仕員の養成講座に行かせるという体制は取っていないところでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 やはりこの要約筆記奉仕員という制度がある以上職員も積極的に参加していただいて、合理的配慮をしていただきたいと考えておりますが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 ただいまの内容ですが、今確認しましたら通年で月1回やりながらの講座ということで、私たちもそういった状況というか、内容自体がきちんと把握できていなかった状況でございますので、今後職員が参加する場合は、日中の研修ということになりますので、内部でその方法等について改めて検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 あわせて、視覚障がい者のために点字だとか音声、手話等による情報伝達方式というのは町として採用されているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 町として伝達方法の手話、様々コミュニケーションに使える機器等がございますけれども、庁舎内においてこういった機器の導入につきましては現在導入している施設はないというのが実績でございます。ただ、障がい者サービス事業としまして、障がいの生活支援サービスの中にご本人に対して障がいサービスの給付によってこういった機器を導入するといったところにつきましては国の事業としまして、障がい者サービス事業として可能でございますので、そういったところご本人さんとのやり取りの中で必要であればそういった給付をしながら生活に当たって自立できるようなお手伝いができればと考えているところでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 もう一点、町民からいろんな意見があるのですが、議会に対して意見があるのですが、議会を傍聴したいのだが、3階まで上るのがつらいと。足が不自由であるため3階まで上るのがつらいという声が見受けられます。この点につき先ほどの合理的配慮という考え方からすると、エレベーター等の設置は必要なのではないのかなと考えますが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、まず議会の傍聴ということでございますので、庁舎管理しております私のほうでお話しさせていただきますが、エレベーターの設置でございますが、このことにつきましては本庁舎の耐震防災改修の際にもそのような声がございます、検討を行ったところではございますが、どうしても構造上の問題ですとかスペースの問題上エレベーターを設置するのはなかなか難しいという現状となっております。これまではその対応といたしましては、障がいを持たれている方にとってはあまりよろしくないのかもしれないのですが、職員が車椅子ごと持って上まで上がるとか、そういった対応をこれまではしているところでございまして、今後において今現状としましては同様な対応しかそういった部分ではないかなと考えております。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 障がいといってもいろいろな障がいがありまして、身体障がいだとか知的障がい、精神障がい、様々な種類がありまして、その内容もいろいろあります。現状に満足せず、一つ一つこの合理的配慮というのを拡大していかなければならないなと私は考えますので、ご検討いただければなと思います。

次、3点目、ワクチン接種に入ります。ワクチン接種に関しては先ほども同僚議員のほうからいろいろ答弁いただきましたが、もう一度答弁いただきたいのですが、例えば家族がいないだとか親族が遠くて家族の同意を得ることが難しい場合で、本人の意思も確認できない場合には、どのように本人の意思確認というのを行うのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 意思確認につきましては午前中答弁させていただきましたので、若干省略させていただくところお許しいただきたいと思っております。

まず、ワクチン接種につきましては対象者にクーポン券を送付しまして、ここでご理解いただけるかどうかといったところがまず第一と考えています。この中で、繰り返しになりますが、それぞれの特性を持った障がいをお持ちの方々につきましては本町保健福祉課のほうで把握してございますので、そういったところで個々に判断がつかない部分については、また相談体制の構築を図りながら進めてまいりたいと思っておりますが、お近くに保護者

がないとか、それからご本人が判断つかないといったところにつきましては、現在のところは国から示されています手引に基づきましてご本人判断がつかない場合につきましてはご家族、いなければ主治医、またはそういった方々と相談していただいた中と、それから仮にですけれども、被後見人をつけている方々につきましてはほとんどが施設のほうに入所されていることを把握してございますので、この施設の施設長等がご家族、またはいない場合につきましては施設長の判断で、通常の季節性インフルエンザも同じなのですが、そういった同意があったものといったところで接種ができる、そのような体制でございまして、それにつきましてはご理解いただきたいと思っております。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 こちら辺ちょっと判断が難しく、私も後見人を何件か持っておりまして、被後見人に対してワクチン接種の同意を求められた場合どのように対応したらいいか非常に悩んでいるところではあります。何とかいろいろな方のアドバイスいただきながら接種に向けてやっていきたいなと思っております。

次、4点目、障がい者の将来のことをちょっとお聞きさせていただきました。例えば障がい者の保護者が緊急入院等した場合、町はその状況を把握して、障がい者に対して適切な対応を取ることは可能なのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまのご質問ですが、緊急的に、今のケースで申し上げますと、ご本人さんと、それから保護者とともに障がい者サービス等提供してございますので、この中で担当の相談員がございまして、一月一月の計画プラン、これを立てる担当がついておりますので、緊急時につきましてはそういった担当の相談員等、そこと連携を取りながら、町に情報が入りましたら早急に対応するべきのことに対してやっていくという形になります。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 あと最後に、最近私感じるところではあるのですが、基本的に私は合理主義です。合理化を望んでいます。今回障がい者のことについてちょっといろいろ勉強させていただきましたが、合理化よりも大切なものがあると最近感じておりまして、その一つが障がい者に対する合理的配慮だと考えます。例えば先ほどエレベーター設置の件ありましたが、実際合理化の観点からするとエレベーターの設置の優先度というのは低くなると思います。ただ、足の不自由な方にとっては社会参加するための大切な手段だと私は考えます。このように私は合理化よりも障がい者に対する合理的配慮の重要性を認識しておりますが、町長、この点についてどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

障がい者に対する考え方、本当に多々あると思いますし、また障がい者の皆さんにはそれぞれによって形態が違うといえますか、それぞれ障がいの理由が違うという状況があると思います。私は、全ての人に小さな自治体で対応するというのはなかなかそれこそ難しい部分があるのだろうと思いますし、必要な部分については対応していく必要があるだろうと思います。それは、ハードの改善も含めてそうですけれども、やはりその中では町民の助け合いというのが大切な部分を占めてくるのではないかなと私は思っているところでもあります。お互いに住みやすいまちづくりというのはそういうことも含めてまちづくりを進めていく必要があるのだろうと思います。ハード的な部分でやらなければいけないということ、そしてお互いに助け合いながら住みやすいまちづくり環境をつくっていくこと、これを両方の両面で進めていくのがまちづくりの在り方ではないのかなと思っています。先ほどから将来の生活設計も含めてという話ありました。地方自治体でやるべきことと国がやらなければならないこと、そういうことも含めて町としてはしっかりそこを進めて判断といえますか、そういうことを進めてまいりたいなと思っていますところでもあります。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 今後もさらに障がい者福祉を充実させていただきたい旨申し上げて、一般質問終わります。

○田村議長 これで伊藤光一議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終結します。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時27分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

お諮りをいたします。これより令和3年度浦幌町一般会計及び各特別会計の予算審議に入りますが、議案第24号から第32号までの9議案は会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号から32号までの9議案は会議規則第55条の規定を適用しないで審議することに決定をいたしました。

◎日程第4 議案第24号

○田村議長 日程第4、議案第24号 令和3年度浦幌町一般会計予算を議題といたします。

お諮りをいたします。本議案の審議は、審議の都合上、提案理由の説明、予算説明書附票の説明、予算書第3表、地方債までの説明の後に質疑は歳入歳出予算事項別明細書の各款ごとに先に歳出から行い、地方債までの質疑はその後歳入の質疑と併せて行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本議案の審議は提案理由ほか説明の後、質疑は各款ごとに先に歳出から行い、予算書第3表、地方債までの質疑はその後歳入の質疑と併せて行うことに決定をいたしました。

それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 浦幌町令和3年度予算をご審議いただく前に、概要を説明させていただきたいと思います。

令和3年の国家予算が衆議院で可決され、年度内成立が確実になりました。新型コロナウイルス感染症で日本経済は大打撃を受けており、コロナ対策のための予備費5兆円を含んで、3年連続で100兆円超えの106兆6,097億円、前年対比では3.8%となり、9年連続で過去最高となったところであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済対策の両立の考え方で令和2年度第三次補正予算と一体的に15か月予算と言われているところであります。地方交付税交付金は国と地方税収の大幅な減が見込まれるため一般財源が17兆4,385億円の前年対比8,500億円、プラス5.1%の増とされて、昨年を上回る増が確保されたことから、地方財政計画は昨年度並みを確保されたと考えているところであります。普通交付税と同じ意味を持つ臨時財政対策債についても5.5兆円で2.3兆円の増、プラス72%の増となっているところであります。また、令和2年度までの期間とされていた地方財政の健全化に大きな意味を持つ過疎地域自立促進特別措置法は、10年間延長されました。さらに、緊急防災・減災事業債についても延長されるということになりました。浦幌町としては、引き続き国庫補助金等の有利な財源を最大限に活用しながら必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

浦幌町の令和3年度予算は、一般会計64億1,300万円として、前年度予算対比ではマイナスの11億6,600万円、マイナス15.4%の減額といたしました。減額要因は、認定こども園新築事業がほぼ終了したことによるものであります。8特別会計を合わせて全会計で90億8,209万円で、前年度予算対比では10億5,148万3,000円の減、10.4%減といたしました。

令和3年度は、第4期まちづくり計画の初年度となりますので、執行方針で述べさせていただいた町の将来像である想いをつないで未来を創る“わたしたちのまち”うらほろの

実現に向けて町民が安心して安全な暮らしを確保できるよう重点プロジェクトを推進し、限られた財源の中で財政調整基金を1億8,000万円繰り入れ、財政の健全化に最大限配慮した予算編成を行いました。

それぞれの詳細につきましては副町長、担当課長から説明させますので、よろしくご審議をお願いいたしたいと思っております。令和3年度予算の提案に当たっての概算説明とさせていただきます。

○田村議長 次に、令和3年度予算説明書附表の説明を求めます。

副町長。

○山本副町長 それでは、令和3年度予算説明書附表を説明させていただきます。

お手元の予算説明書附表の1ページを御覧願います。最初に、ページの左側の各会計予算比較表についてご説明いたします。こちらは、令和3年度と令和2年度の当初予算を比較したものでございます。令和3年度予算額、一般会計で64億1,300万円、町有林野特別会計など8特別会計を含む総計で90億8,209万円となります。比較増減であります。一般会計につきましては11億6,600万円、15.4%の減となっております。一般会計、特別会計の総計では10億5,148万3,000円、10.4%の減となっております。

次に、右側の歳入歳出予算の総計表及び純計表についてご説明いたします。下から3行目の総計の行を御覧願います。一般会計と特別会計の総計が歳入、歳出ともに90億8,209万円、このうち他会計からの繰入金、繰出金が6億8,767万6,000円でございます。総計から重複計を引いた純計は83億9,441万4,000円で、前年度と比較しますと10億9,415万円の減となっております。

次のページの一般会計歳入歳出総括表につきましては、説明を省略させていただきます。

3ページを御覧願います。3ページからの一般会計の歳入及び歳出に係る款別比較表についてですが、歳入歳出に係る各科目の内容につきましては、後ほど課ごとに説明員から各会計歳入歳出予算書の説明で前年度と比較して大きな増減や新規事業につきましてご説明させていただきます。令和3年度予算の編成につきましては、初年度となります第4期まちづくり計画の前期計画を基本として重点プロジェクトを中心に各施策、事業を進めるための編成を行ったところでございます。

一般会計歳入款別比較表についてご説明いたします。1款町税4,504万3,000円の増につきましては、個人町民税が110万円及び法人町民税が700万円減となっておりますが、固定資産税4,947万5,000円及び町たばこ税383万円の増が主たる要因でございます。2款地方譲与税1,900万円の減につきましては、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の減が主たる要因でございます。10款地方交付税1億5,000万円の増につきましては、普通交付税の前年度実績と国の動向を踏まえ1.6%の増を見込んでいるところでございます。12款分担金及び負担金1,313万4,000円の増につきましては、上から1行目の浦幌地区農業基盤整備促進事業受益者分担金が230万円、2行目の合流地区水利施設等保全高度化事業受益者分担金329万4,000円及び一番下の行、農業団地センター管理負担金が154万8,000円減となっております。

りますが、上から3行目の栄穂地区水利施設等保全高度化事業受益者分担金1,218万5,000円、4行目の恩根内地区水利施設等保全高度化事業受益者分担金934万3,000円の増が主な要因でございます。

4ページを御覧願います。14款国庫支出金2,718万2,000円の減につきましては、上から6行目の地方創生推進交付金1,087万3,000円の増及び新規事業として9行目の公衆無線LAN環境整備支援事業補助金1,586万6,000円、下から2行目の道路メンテナンス事業補助金が4,867万5,000円増となっておりますが、下から3行目の社会資本整備総合交付金1億272万円の減が主な要因でございます。15款道支出金は、4ページから5ページにかけて記載しておりますが、2,448万円の減につきましては、5ページ、上から1行目、2行目及び3行目の農業競争力強化基盤整備事業補助金（合流地区）312万円、栄穂地区1,231万円、恩根内地区612万円の減及び下から3行目の昨年実施されました国勢調査委託金391万円の減が主な要因でございます。17款寄附金1,660万円の増につきましては、企業版ふるさと寄附金の増が主な要因でございます。18款繰入金1億2,319万4,000円の減につきましては、ふるさとづくり基金繰入金5,359万6,000円及び公共施設整備基金繰入金が2,315万円の増となっておりますが、財政調整基金繰入金2億1,300万円の減が主な要因でございます。21款町債11億9,670万円の減につきましては、過疎対策事業債における認定こども園事業の完了によりまして11億9,480万円の減が主な要因でございます。

次に、6ページからの一般会計歳出款別比較表についてご説明いたします。1款議会費については、令和2年度に補正計上いたしましたタブレット端末インターネット回線料とペーパーレス議会クラウド使用料を当初予算から計上していますので、回線料が53万8,000円、使用料が99万円の増となるものでございます。

2款総務費については、上から11行目の解体工事請負費3,000万円は、旧上浦幌小学校校舎の解体費用でございます。また、その2行下の新規事業の結婚お祝い事業報償費200万円は、町内で結婚される方を対象にお祝いの品を贈呈するものでございます。下から5行目の新規事業のうらフェス交流事業負担金200万円は、青年層の出会いと交流の場として音楽イベントなどを開催する実行委員会への負担金でございます。7ページを御覧願います。上から1行目の地方創生業務委託料については、引き続き地方創生推進交付金と企業版ふるさと寄附金を財源として副業ボランティアを活用した十勝うらほろ地域創生事業を実施するものでございます。

3款民生費については、上から10行目のしらかば保育園屋外遊具撤去工事220万円のほか、その3行下の認定こども園外構舗装工事2,860万円、下から2行目の老人ホーム冷房設備新設工事300万円を計上しております。

4款衛生費については、上から4行目の桜町歯科診療所診療ユニット購入485万9,000円のほか、下から3行目の一般廃棄物処理センターの汚水処理棟暖房給湯温水器取替え工事330万円、下から2行目の2トントラック購入は塵芥処理に係る車両購入費として400万円を計上しております。

次に、8ページを御覧願います。5款労働費については、上から1行目の常室ラボ管理業務委託料は平成30年度からの3年間の実証事業を踏まえ管理運営を民間委託するため600万円を計上しております。また、雇用機会の確保と地元就職を促進するため新規事業として資格取得促進事業補助金100万円、就業人材育成事業補助金120万円、U I J ターン新規就業支援事業移住支援補助金100万円を計上しております。

6款農林水産業費については、上から6行目の模範牧場トラクター購入1,400万円、その3行下の多面的機能支払交付金6,892万1,000円のほか、担い手育成畑地帯総合整備事業工事負担金として合流地区、栄穂地区、恩根内地区の継続事業を計上しております。また、森林環境譲与税基金を財源とする事業としては、中段から下段になりますが、木材利用普及啓発委託料1,250万円、木材利用普及啓発原材料費100万円、森林公園内遊歩道環境調査委託料410万円、森林公園内遊歩道補修工事1,750万円、森林公園河川親水護岸改修工事1,000万円を計上しているところでございます。水産業では、一番下の行ですが、新たに海面養殖漁業等支援事業補助金100万円を計上しております。

9ページを御覧願います。7款商工費については、新規事業として上から1行目の行政ポイント事業205万1,000円、5行目の中小企業経営承継事業補助金200万円を計上しております。下から2行目の道の駅大型看板改修工事480万円は森林環境譲与税基金を財源とし、また一番下の行の留真温泉券売機購入230万円はふるさとづくり基金を財源として計上しているところでございます。

8款土木費についてですが、ここで訂正をお願いいたします。下から7行目になります。都市計画マスタープラン策定委託料となっておりますけれども、都市計画マスタープラン策定委託料に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。都市計画マスタープラン策定委託料500万円は、用途地域の見直しについて現況調査を行うものでございます。上から1行目の除雪トラック購入6,000万円、5行目の相川川西線道路整備事業1億410万円、続いて光南3条通道路整備事業4,900万円、北栄6条通道路整備事業5,560万円、その3行下の橋梁長寿命化修繕事業7,800万円、下から4行目の東山町団地既設改良住宅除却工事7,300万円、団地内道路改良工事2,030万円及び団地内配水管移設工事補償金500万円については、国の交付金事業の社会資本整備交付金事業として実施するものでございます。

10ページを御覧願います。9款消防費については、浦幌町消防団第4分団の小型動力ポンプ付積載車購入1,087万5,000円を計上しているほか、災害時の情報伝達手段として現在のデジタル防災行政無線に加え、新たに防災情報伝達システムの整備委託料135万3,000円と使用料121万円、屋外の通信環境の充実を図るため公衆無線LAN環境整備工事2,380万円を計上しているところでございます。

10款教育費については、上から2行目の浦幌小学校教頭住宅新築工事2,200万円、9行目の上浦幌中学校暖房給湯ボイラー取替え工事700万円、その次の行のスクールバス購入2,585万円、下から4行目のアイスアリーナ用製氷車購入2,700万円を計上しているところでございます。なお、アイスアリーナ用製氷車購入についてはふるさとづくり基金を充当

するものでございます。

次に、11ページから14ページまでの会計別、節別集計比較表並びに15ページ及び16ページの各会計予算性質別一覧表につきましては、説明を省略させていただきます。

17ページをお開き願います。17ページから18ページにかけては一般会計債務負担行為総括表となっております。17ページの1行目の電算機器等借り上げ料から18ページ一番下の行の浦幌町総合スポーツセンター及び周辺施設指定管理委託料まで20事業となっております。令和3年度の予算額の合計は18ページの下段になりますが、1億5,916万3,000円、そのうち一般財源につきましては1億3,650万円でございます。右側の令和4年度以降支出予定額は、合計が4億1,291万円で、うち一般財源につきましては4億1,062万4,000円となっております。

次に、19ページを御覧願います。全会計主な事業調べにつきましては、説明を省略させていただきますが、最後のページの30ページをお開き願います。下段の注意書きでございますが、事業名の後段に米印のついているものは投資的経費で、普通建設事業費及び災害復旧事業費の対象事業となっております。投資的経費については、事務費が含まれております。事業名の後段に二重丸がついているものは、一般財源に引上げ分の地方消費税収を一部充当している社会保障経費になります。このほか、事業名が太文字で網かけになっているものは新規事業でございます。

続きまして、給与費明細書附票についてご説明いたします。給与費明細書附票につきましては、水色の表紙からとなります。水色の表紙の次のページが浦幌町一般会計予算書附票給与費明細書となっておりますが、次の1ページから90ページまで、一般会計から特別会計までの全会計における給与費明細の内容となります。まず、1ページを御覧願います。こちらは一般会計の給与費明細書、特別職に係る内容で、そのほかの特別職の人数が前年度比85人の減となっております。本年度の計の右側の給与費と共済費の合計が載っておりますが、1億1,502万円となっております。また、前年度比は合計の欄の一番下の行になりますが、231万4,000円の減、給与費の計で351万9,000円の減、共済費が120万5,000円の増という内容でございます。

次に、2ページをお開き願います。一般会計における一般職についての内容でございます。上段の括弧書きは短時間勤務職員で、会計年度任用職員のパートタイム職員の人数、下段は正職員と会計年度任用職員のフルタイム職員の人数の合計で、上段が37人の減、下段が2人減となっております。また、給与費と共済費の合計は12億2,540万6,000円となっており、前年度比で1,056万円の増は給与費の計で421万8,000円、共済費が634万2,000円の増という内容でございます。

次に、次の3ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で令和3年度予算説明書附表の説明を終わらせていただきます。

○田村議長 次に、第3表、地方債までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 予算書の1ページを御覧願います。議案第24号 令和3年度浦幌町一般会計予算。

令和3年度浦幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億1,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

2ページを御覧願います。2ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページを御覧願います。第2表、債務負担行為、事項、総合行政情報システムハードウェア借り上げ料(顔認証システム)、期間、令和3年度から令和7年度、限度額334万7,000円、事項、総合行政情報システムハードウェア借り上げ料(住民基本台帳ネットワークシステム端末)、期間、令和3年度から令和7年度、限度額89万1,000円、事項、総合行政情報システムハードウェア借り上げ料(文書管理システムサーバー)、期間、令和3年度から令和7年度、限度額888万4,000円。

8ページを御覧願います。第3表、地方債、起債の目的、過疎対策事業、限度額3億5,210万円、内容につきましては、うらほろスタイル推進事業、限度額900万円、移住・交流・若者の定住促進対策事業、限度額600万円、高等学校等就学費補助事業、限度額200万円、紙おむつ購入費助成事業、限度額90万円、介護事業運営補助事業、限度額4,570万円、医療費無料化事業、限度額900万円、消防車両購入事業、限度額990万円、模範牧場作業用機械購入事業、限度額1,400万円、雇用促進事業補助事業、限度額200万円、合流地区水利施設等保

全高度化事業、限度額110万円、除雪機械購入事業、限度額2,780万円、道路維持事業、限度額2,800万円、道路建設補助事業、限度額1億260万円、橋梁長寿命化修繕事業、限度額2,050万円、住宅リフォーム補助事業、限度額300万円、公衆無線LAN環境整備支援事業、限度額790万円、教職員住宅整備事業、限度額2,970万円、学校給食費補助事業、限度額1,300万円、スクールバス購入事業、限度額2,000万円、以上が過疎対策事業に係る内容でございます。公営住宅建設事業、限度額1,000万円、臨時財政対策債、限度額1億4,860万円。限度額の計5億1,070万円でございます。起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

以上で説明を終わらせていただきます。

○田村議長 説明が終わりました。

◎延会の議決

○田村議長 お諮りをいたします。

審議の途中であります。議事の都合により本日の会議はこの程度にとどめて、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

なお、再開は明日午前10時30分といたします。

◎延会の宣告

○田村議長 本日は、これをもって延会します。

延会 午後 3時00分